

平成25年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年6月12日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	中里重義君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	鈴木渡君
会計管理者	荒井利和君
教育委員会 事務局長	根岸一仁君
農業委員会 事務局長	山口秀雄君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉一
庶務議事係長	伊藤泰年

行政安全係長兼
議事事務局書記

根 岸 光 男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日の会議は一般質問です。
通告順に従いまして質問を許可いたします。
通告1番、森田義昭君。
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[1番(森田義昭君)登壇]

○1番(森田義昭君) 1番、森田です。おはようございます。6分ですが、どうぞよろしく願いいたします。

前回の質問の続きで申しわけないのですが、学校給食のアレルギー食品について、時間が足りなく、結論だけ忙しく聞いてしまったようなので、改めて今日質問したいと思います。この前の回答で、エピペンの講習を行っているという点には大変感心し、納得しました。でも、アレルギーを持っていない子供がいない学校では、エピペンの講習を行っていないのでしょうか。できましたら、いつ、どこで役に立つかわかりません。対象者がいなくても、講習はやっていただいたほうがよいかと思います。その点も伺いたいと思います。何しろ子供の命にかかわる一大事です。神奈川県的事件ですと、チーズアレルギーで給食の配膳はきちんと分けられていました。ですが、担任のミスというか、子供がおかわりをしたときに細心の注意がなされていなかったというのが夢にも思わない、被害者と加害者という不幸な事件になってしまったということであったと思います。

そこで、当町にも、前回の質問では、お一人だけでも該当者がいるというので、再度質問です。保護者と学校、それと担任を含めて、何アレルギーか確認はされているわけですね。そして、最悪でもエピペンの使用についても扱い方の周知は徹底されているのですね。エピペンは、どちらが用意しているのでしょうか。本人、学校ですか。今までに実際やられたのですか。としたら、何回ぐらい使いましたか。アレルギーの種類、何アレルギーか。扱い方が周知徹底されているのか。エピペンはどちらが用意されているのか。使用したことがあるとしたら何回ぐらいあるかお聞きしたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) ただいまのご質問ですが、通告にありました質問の内容のほとんどが1回の質問に入っているのかなと思います。もしかすると順番が逆になったりするかもしれませんが、全体の説明ということでさせていただきたいと思います。

まず、アレルギーの種類ですけれども、これはほとんどの食品に対するものが含まれておりまして、乳製品、牛乳とか卵ですね。それと、カニとかエビなどの甲殻類、またナッツ類やゴマ、小麦、魚の卵、それとそば、果物、果物でもリンゴでも桃でもバナナでも反応する子はいるということで、これは多種多様な

ものが含まれております。このアレルギーの中で、特に激しい反応を示す子供がおりまして、その子に対する対処法ではなくて、一時的な緩和の薬ということでエピペンという薬がございます。この薬は、医師の処方によるものでして、その処方を受けている子供は、現在板倉町では1名が該当するというので前回もお話ししたかと思っております。

ただいま森田議員の質問の中では、このエピペンの処方をされた子供がいる学校以外でも、このエピペンの使用方法等につきまして研修等を行っているかということがあったかと思いますが、実際には対象者がいる学校のための講習となっております。それは、エピペンが医師の処方がされていないということで、各学校にはそこまで対応する、今のところ必要性がないという判断です。ただ群馬県全体を通しましても、60人の子供が対象となっております。群馬県全体で養護教諭を集めまして、藤岡市だったかと思っておりますけれども、そちらで研修会を行っております。養護教諭がそちらへ出向いて研修を受けているわけですが、対象以外の学校につきましては、その養護教諭がそういう対応を聞いてきているという状況になっているかと思っております。

エピペンの使い方ですが、これはまず医師の処方が必要なわけですが、薬を打ちますと、大体10分から15分程度、その効果があると言われております。薬を入れた、その入れ物なのですけれども、これはイメージ的には長さ大体15センチ程度の太いノック式ボールペンを連想していただければよろしいかと思っております。そのような形をしたものを、服を着たまま、ももの外側に容器の先端を押し当てますと、先端に針が装着されておりまして、決められた量の薬が筋肉内に注射される仕組みになっております。ただし、すぐにその後病院に行くということが必要になっております。

また、エピペンを使用したかどうかということですが、板倉町におきましては、エピペンを使用したことはありません。また、この薬は、当人が、保護者ですが、用意しまして、学校の職員室に常に準備しております。ですから、学校がそれを直接用意するというのではなくて、保護者の方からお預かりして、職員室に使用マニュアル等と一緒に置いておくという状況になっております。

そのような形で、現在板倉町としましては、アレルギーに対応しているわけですが、そのほかの一般のアレルギーを持った子供への対応といたしましては、年度初めに保護者、養護教諭、それと担任等の教員で集まりまして、どのような状況があるかというアンケート等を行いまして、アレルギーの症状を確認しております。そのような中で、特に修学旅行だとか、宿泊を伴う場合には、事前にアレルギーのある児童の保護者と連絡をとって、除いたほうがよい食べ物などの再確認を行いまして対応しているという現状です。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 自分もPTA活動を長く行っておりましたので、親しい先生が何人かおります。その先生に取材というわけではないのですけれども、お聞きしたところ、エピペンさえも知らない先生がいたものですから、これだけ多くの種類があり、どれ一つとっても、どこにでもあって、誰にでも手に入る食品ばかりなので、これを軽視することなく、徹底した講習が必要かと思っております。

神奈川のケースとは別なのですが、1998年、札幌市で学校給食に出されたそばを食べた児童が、そばアレルギーを持っていたため、保護者に連絡した上で帰宅させたが、帰宅途中で吐いた物が気管に詰まり、死亡したという事件がありました。これなどは、担任は子供のアレルギーに対して知らされていなく、情報が密に伝わっていなかったということです。また、そばだけではなく、ぜんそくもあったのですが、たとえ担任

が知らなくても、担任教職員の予見可能性がかなり問われた事例になっております。担任としては、学校長または教育委員会からもアレルギーについて具体的な情報が伝わってなく、そばアレルギーによる気管支ぜんそくの危険性についてほとんど皆無で、今となってみれば起こるべきして起きたような事例だと思いません。でも、担任には、学校内の児童の安全性に配慮する義務があるとして、予見可能性の義務を怠ったとして過失となっております。複雑な要素が絡み合ったにせよ、不幸な事件であっても、担任の過失と同時に、教育委員会も情報の入手、そばアレルギーの事故を予見し、回避することは可能だったとして、教育委員会も過失となっております。今でこそ最悪のケース、死亡をニュースで知り、事が起きた今ですから、エピペンの重要性というのは誰でも知るようになり、またアレルギーの怖さも万人が知るところになったと思いません。おくれればせながら、当町でもこのような事件が起こらないように、細心の注意が払われるのが必要かと思えます。この事件は、札幌の事件ですが、一応和解となっておりますが、死亡した後では、保護者に対してかける言葉が見つかりません。

そこで、当町のマニュアルでは、万が一症状が出た場合の対処法の順番をどのように行うかお聞かせください。もちろんうちに帰すまでの手順ですが、というよりも、うちに着くまでですね。札幌の例ですと、下校途中で吐いた物が喉に詰まり、ひとりで帰したためにこうなったようなものです。それと、アレルギーを持った児童生徒の給食はどのようにつくられているのかもお聞かせください。それに間違いなく、つくられた物がその子に渡されるチェックも大切かと思えます。それはどのようにされているのか、お聞かせください。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） まず最初に、エピペンの関係でもう少し補足させていただきたいと思えますが、エピペンは市販薬ではございません。これは医者の方がないと扱えない薬品ですので、勝手に打つと医師行為に違反するということでできません。ですので、あくまでも医者、激しいアレルギーの症状を持った子供は、医者からそういう診断をされて、なおかつエピペンを受け取っているという状況ですので、その辺をご理解願いたいと思えます。

それと、アレルギーに対する給食の扱いということですが、これは給食調理員、給食室ですね、そちらにも情報は当然行っておりまして、それに合わせたメニューを別メニューでつくっております。それを教室へ間違わない、混同しないようにしまして提供している状況です。

それと、もしアレルギー症状が出たときに、子供をどう帰すかということですがけれども、細かいマニュアルまではまだつくっておりませんが、緊急時の子供の帰宅方法ということと同じになるかと思えますので、保護者の方に学校に来ていただいて、引き渡すということが基本的な対応になるかと思えます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 事例を見るまでもなく、最悪死に至る急性アレルギー反応です。これも一つ一つ周りにいる大人たちの細心の注意で防ぐことができるわけですから、どうか当町からこのような不幸なことが起きないように、給食一つとりましても、抜かりなく、柔軟な対応をとっていただくようお願い申し上げます。

それと、4月に転入された新しい先生方一人一人に漏れることなく情報が伝達されますようお願いしております。また、4月から新入生においても、新たにアレルギーを持った児童がいるということも確認されて

いるかと思えます。徹底した調査が必要かと思えます。とにかかくにも命は地球よりも重いということの自覚を持って、安心、安全な学校づくりをお願いしたいと思えます。

次に移りたいと思えます。これも給食ですけれども、給食の放射性物質測定方法について質問したいと思います。福島県第一原子力発電所の爆発事故により、放射性物質の飛散が問題となっております。板倉町では、教育・児童施設の空間、公園、下水汚泥、水道水等の町内における放射線量測定結果では、全ての調査対象施設において、文部科学省が示した基準である毎時1マイクロシーベルトを大きく下回っており、学校の校庭、園庭などを平常どおり利用して差し支えない水準となっていると伺っております。町内を定期的に計測され、子を持つ親としては安心できる指標が公表されており、よかったなと思っております。

そこで、学校給食の食材の放射性物質の測定ですが、板倉町のホームページを見ますと、1検査日に対し、1個1種類の測定結果が公表されております。食材1種類の測定には何か意味があるのでしょうか。1種類だけでよいのでしょうか。1種類だけでは意味をなさないような感じがします。1検査日というのは、月に何日ぐらいあるのですか。そして、何を基準に1種類だけの測定となっているのでしょうか、お聞かせください。また、これらの公表に対する町民からの反響はいかがでしょうか、ご説明をお願いします。ホームページだけでなく、学校側から直接生徒を通し、保護者の連絡方法もよいと思えますが、伺いたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのご質問ですが、2点ほどあったかと思えますが、まず最初の検査の回数と、なぜ検体が1つなのかということにつきまして初めにお答えしたいと思います。

現在小中学校の給食食材は、月に2回、東部県民局に設置されました機械を使って検査を実施しております。検査を利用するに当たりましては、東部県民局管内の施設や自治体で検査順番を決めまして、その限られた時間内で検査を行うことになっております。板倉町の場合は、月2回ということですが、自校給食ということがありますので、小中学校5校、それと保育園が2園、合計7つの検体を2回に分けて行っているという状況にあります。また、1検体当たりの検査時間は、大体ですが、30分程度かかりまして、板倉町の場合は、これを先ほど申し上げました保育園も含めまして、1回につき3から4検体を検査する形になっております。そうしますと、県民局までの往復の時間等を含めると、1回に約4時間程度、1回行くことに対して約4時間程度かかっております。このようなことから、1検体ずつの測定を実施しているような状況です。また、この条件につきましては、板倉町だけではなくて、東部県民局の検査機を利用する自治体はほぼこの状況となっております。

それと、もし検査結果に異常が出たとか、結果を知らせる方法ということですが、当初検査を始めるに当たりましては、子供に直接文書を持たせまして、保護者の方にお知らせしたわけですが、その後はホームページを使ってお知らせしております。これは、検査数値そのものが最近は比較的安定しているということと、検査自体は一般の生鮮市場を通ったものを使って、なおかつそれを検査しているということですので、極端に数値は変わらないだろうという現在の状況です。ただし、もしこのような状況の中で、検査結果に異常値が出たような場合は、直ちに子供を通じて文書で保護者の方に知らせるとともに、町が持っている伝達手段、例えば安全安心メールとか、町が持っている伝達手段をできる限り使用しまして、迅速に情報を伝えていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） これは月に何回ぐらいなさっているのですか。検査しているのですか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 先ほども申したかと思うのですが、月に2回行っております。1回行くごとに3検体から4検体の検査をしております。2回行くことによって、合計で保育園を含めまして7検体を検査しております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 感心いたしまして、なぜ1種類なのか明確に理解できました。また、町民からの反響が町政に届いていれば安心です。今後も引き続き計測等よろしくお願ひしたいと思います。

安全、安心なはずの学校給食です。子供たちも大変待ち遠しく、また子供たちの健康にもよいはずの食材から放射性物質などが出ないように子供の親としてもお願ひ申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。学力テストについて伺いたいと思います。学力テストについて、これは国の国策ということで、町単位ではなかなか答えづらいと思いますが、素朴に疑問に思ったものですから、あえてお聞きしたいと思います。当町で答えられる範囲で結構だと思います。

まず、このテストが持つ趣旨をお聞かせください。次に、採点結果を発表しないのはなぜかについてもお伺ひしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） お答えします。

まず、テストの内容なのですけれども、小学校6年生、そして中学校3年生で実施しています。教科は国語、算数が主体です。中身はA問題、B問題、知識力あるいは知識活用を狙いとしたもので、記名でなく番号式の答案形態になっています。そして、結果につきましては、全参加校の3%程度の抽出です。3%です。その正答率を調査し、県単位で発表していると。公表しているということなのですけれども、その後については、学校名出さないようにというような通達もあるわけなのですけれども、この基本的な様式は、中身的には今挙げました公表前の正答率等を参考にして、学校に持ち帰って児童生徒自身の学習状況です。これを改善するためのもの。そして、さらには指導する側、先生の教育指導の中身、それを改善するということが大前提になっています。それを狙いとした調査であります。ですから、テストといいましても、児童生徒の学習あるいは生活環境のアンケート調査というものも入っております。1日で実施するわけなのですけれども、それをもとに検討してもらうということです。子供たちには個票が返却されます。中身は、どんな問題が間違っていたのか、あるいはどんな問題がわからなかったのか。そして、全国の正答率と比較するとどうであったかというものがわかるようになっております。

森田議員ご指摘の、なぜ公表しないのかということなのですけれども、説明しましたように、都道府県単位の発表はなされています。しかしながら、学校名を明らかにした公表は行っておりません。つまりそれは、今

お話がありましたように、文科省で学校名を明らかにした公表は行わないことと、単純にそれに従っているためです。私自身は、特定の学力の部分であって、さらにその学力を数値として公表することは序列化あるいは過大な競争につながるおそれがあると、私自身は懸念しております。ですから、公表しなくてもよからうと思っています。

また、地区の教育委員会に任せるということですが、例えば東部地区の教育委員会に任せるということになったときに、もしその学校名を公表した場合にはどうでしょうか。あの学校はこうだ、この学校はこうだということで、いわゆる序列化につながってしまう気がしますので、それを阻止する意味でも公表すべきではないと考えています。そういう内容でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） なぜこのような質問をするかという、今の答弁にもあったように、教員みずからの教育指導の改善ということに力点があるように感じられます。この学力テストについて勉強していきますと、自分が知らないことだらけでしたので、これもまた親しい現職の先生に聞いてみました。余談なのですが、これは安倍総理が第1次内閣のときに始まって、全国で小中ということで県の順位をつけていくということです。次に、民主党が政権をとると、経費削減といって縮小して行ったのですが、それが全校でなく、指定校として行われました。このとき、当町の小中は指定されたのでしょうか。何を基準として指定されたのか。指定を外されたのですか。そうしたら何を基準に指定を外されたのか。指定校を国が決めたのか、県が決めたのか、また郡、町で決めたのか。指定校というと、曖昧な感じです。自分の県の優秀校だけを選んでテストするようなことになれば、この順位はもう偽りの順位かと思えます。さすが、こんな言い方もなんですけれども、民主党らしい雑な感じがします。これがまた、安倍第2次内閣になりますと、また全校に戻り、何だか今では採点も先生ではなく、業者がやっているような話を聞いております。この辺はどうなっているのでしょうか。指定校になったときに、当町は指定されましたか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 指定校にはなっておりません。私も過去にさかのぼって調べてみたのですが、要するに大学全入時代であるというようなことから、子供のころから競い合い、お互いに切磋琢磨するといった意識の涵養、そのためにこの学力テストをやろうという機運が上がったと考えています。当時は、参加率が81.2%と。私立は6割の参加しかありません。今現在も50%を割っていますけれども。そういうことで、採点につきましても機械、もちろんそうですけれども、そしてその後、業者に抽出された、公表された県単位の結果を序列化として公表していると。これは実に、その中身を知りませんと、単純に、ああ、この県はいいなということになってしまいますので、これはやはり戒めるべき状況かなと思います。ただ、残念ながら私自身、その評価は伸びる素地があるということで、板倉町の子供たちは伸びる素地がありますよということで、環境いいよということで、ある会合等で私は、日本で一番いい県はここですよなんていうことを簡単に言ってしまうました。これは私自身の反省すべきところですが、ですから業者へ勝手に、委託されてですけれども、そういう形で公表しているということで、その裏には参加していない優秀なといひますか、難関校とされる私立小中の結果は入っていないということです。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） この件に関しましては、順位を教育長さんから直接聞いた覚えがあります。でも、それは全国ニュースでも言っておりますので、これに反対している知事は、ほとんど成績の悪い県だというのも承知しております。結局子供たち個人には順位はつけられず、郡、町単位でも順位がなく、ただ全国で群馬県は何番かということですよ。もしかしたら、子供たちのためではなく、先生たちへ、教え方の順位を努力目標にするための資料になるような感じがします。県単位の順位について一喜一憂するのは、子供たちではなくて、先生たちのような感じを受けるのですが、どちらにしましても、最初に申し上げたとおり、国の政策、それも安倍総理の肝いりということで、町がどうのこうののではないので、この質問はこれ以上しません。ただ、子供の成績に関係ないと聞いて安堵している保護者の一人です。この件について、町長、何か意見ありますか。

〔「ありません。教育長に任せています」と言う人あり〕

○1番（森田義昭君） では、次の質問に移ります。児童館についてお聞きしたいと思います。

現在当町では、児童館は1つしかありません。遊びとは、子供たちがその時代、その時代をその子らしく生きて、一人の子供として、その子の世界をだんだん広げていくために必要かつ重要な要素であると思います。児童館とは、ある意味、親子が集い、情報を交換したり、共有したり、コミュニケーションを図る場でもあるし、親にとっても子供にとっても、核家族の進んだ現在においては、現在におけるバイブルと言っても過言ではないような気がします。そんな中、児童館が1つでは少な過ぎる気がします。政治家の役割の1番として、社会の始まりは女性が安心して子供を産み育てることができる社会をつくること。これが政治の原点と教わりました。町が発展するのもそのとおりだと思います。児童館の役割は、その一端を担っていると思います。子育て中の若い夫婦にとって、安全で安心な施設は何よりもかえがたい町のサービスであると思っているのではないのでしょうか。児童館の役割についてお伺いします。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

〔福祉課長（小野田博基君）登壇〕

○福祉課長（小野田博基君） それでは、児童館の役割についてお答えさせていただきたいと思います。

児童館は、児童に健全な遊び、それと健康増進、また情操を豊かにするという目的のもと建てられた施設でございます。板倉町においては、平成21年度に策定しました次世代育成支援行動計画において児童館も重要であると。また、町としても子供支援の核となる施設になるという判断のもと、平成23年4月に設置しました。児童が放課後あるいは長期の休みの日、児童館に行って園庭で遊んだり館内で遊んだりということで、非常に大きな役割を果たしていると思っています。また、児童館の事業としますと、幼児と保護者を対象としたおたのしみ広場が、月2回開催されております。児童を対象にしたチャレンジ広場が、やはり月2回程度開催しております。それと児童と保護者を対象としたおはなし会などの事業を開催して集団及び個別的な遊びの指導をしています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 子育て支援事業の地域拠点施設として、児童館の増設を提案したいと思います。所

見を伺いたい。町内の公共施設の空きスペースや学校の空き教室などの活用も考えられるが、あわせて所見を伺いたい。児童館の増設といっても、空きスペースや空き家、空き教室など使えば経費もそれほどかからないような気がします。それと対象者についての条件、利用者数の制限、利用時間の制限、また費用はどれぐらいかかるかも伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほどの森田議員の言わんとするところは、もっともであり、理想に近いところだとも思っております。子供は町の宝であり、あるいは発展の源だということで、そういう論理からすると、もっともだと思っております。板倉町の人口は1万5,000人。館林市は8万人。館林市は児童館が3つ。板倉は1つ。例えば、物事を一つやるにも、建物を建てるだけでなく、それに対する人件費も含め、さまざまな経費負担もどうしても出てきます。板倉町が旧4町村であれば、4つあったほうが1つよりなおよろしいということは、私自身も役場も全てわかっているわけでありますが、総合的に、また片や明和町は児童館を閉鎖したという経緯がございます。現在、明和町には児童館はございません。とかいろいろ町もさまざまな角度から、近隣も含め検討しながら、我が町の置かれている財政力、人口、そして一例を挙げると、先ほど館林と板倉の状況と比較した場合に、現状が決して劣っているとは思ってはおりません。いわゆる町民の皆さんの、特に若いお母さん方の要望で、ずっとあったものを2年前に開設したところでありまして、これからそれに対する需要が、いわゆる利用者ですね。そういったものがどのように増えていくかも含めながら、より理想に近い形に進めていければいいなという考え方を持っておりますが、もっと言えば、4地区でも4つでもなお不足かもしれません。といった場合に、どこで区切るのかということも逆の問題でもあろうかと思っております。前向きに検討するという以外に答えようがないと、今の時点では。ということでございます。細部については、福祉課長からさらに答弁をさせます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、増設の関係につきまして、今町長がおっしゃられたとおりですので、対象者の条件ということでございますけれども、対象者の条件は、乳幼児から満18歳まで、これは来館時に名前を名簿に書いていただければ、どなたでも自由に利用ができます。それと、乳幼児につきましては、保護者同伴をお願いしています。また、団体での利用、こういう場合もあるのですけれども、その場合はあらかじめ申請書を出していただくことになっております。

それと、次に利用者数の制限ということでございますけれども、利用者数の制限、これにつきましては通常の利用についての制限はございません。ただし、団体で利用する場合、これは先ほど申し上げましたけれども、申請書を出していただくこととなります。また、事業等でチャレンジ広場とか、そういうものがあるのですが、そういうときに、場合によっては制限する場合も時にあります。

次に、利用時間の制限でございますけれども、これにつきましては利用時間は月曜から土曜の午前9時から午後5時15分まででございます。基本的には、利用時間、5時15分まででございますけれども、冬場、日の短いときには暗くなる前に帰るように指導しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 入館者数と事業実績は答えてもらいましたっけ。わかっているのですからいいですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 入館者数ですけれども、平成23年4月に開設され、23年度が7,222人、24年度につきましては1万154人でございます。それと、事業の内容ですが、先ほど申し上げたとおり、3つの事業、それぞれ月2回ずつぐらいやっております。そういった中で事業展開していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 児童館はただなのですね。そして、18歳未満まででしたら誰でもオーケー。来る人を選ばない、拒まない。あらゆる子供を受け入れて、安全性にすぐれていると。それで、今も人数をお聞きしまして、1万人から利用しているわけです。こんな場所が本当に1カ所でいいのかと。理由をお聞きしたかったですけれども、今町長、先に答えられてしまったので、順番がちょっと狂ってしまいまして、時間はどのなのでしょう。5時15分までということで、両親が共稼ぎの諸条件ですと使い勝手にいま一つの感じがしますが、それについても伺いたいと思います。これは町長でいいです。5時15分。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 共稼ぎの親御さんの持つ家庭では、できるだけ遅くまでということになるのでしょうか。あるいは、子供には一定の時間になったら、俗に言う世の中の規則ですね、小学校は何時が放課あるいは子供たちには暗くなるまでにはうちに帰りなさいとか、いろんな諸条件を考えながら、それでは預かるといっても7時がいいのか10時まで預かれといえはそれに従うのかというような、非常に多面にわたって判断を必要とする問題でもありますので、当面子供たちが親御さん等含めて、暗くなってもそこで遊んでいるという時間帯は余り出発に際しては望ましくはないのではないかとということで、5時何分という形を現在とっているわけですが、それらについても検討の余地はあるのかなという感じはしておりますが、まだ結論には至っておりません。

また、今1カ所の児童館、それも明和町等をつくってあったものを廃止したと。利用者が減った、ほとんどいなくなってしまったという、そういったものを踏まえながら板倉町は出発したわけです。ニーズが多いからということで。一番心配したのは、つくってはみたものの、利用者が少ないから、ほれみろと。無駄遣いだと言われるようなことが一番私自身は懸念しながら、隣町がそういう状況でもあった関係で心配しながらですが、昨今の1万人を超える利用状況というのは非常によかったなと思っております。またそれだけ利用状況が、右肩上がりであるものから、さらにそれを充実させる方向であり、現在福祉課と増設の検討には入っておりません。ただ、では2カ所あるいは3カ所あるいは4カ所、保育園の問題もみんなそういうことになってきますし、小学校の問題も全部そういうことになってきます。しかし、現在少子化の流れの中では、4つあるものを幾つに集約するかという、そういう逆の時代に入っていることも事実であります

ので、総合的な推移を見ながら慎重に対応してまいりたいと思っております。とりあえず児童館については、さらに充実するように施策を進めます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。どちらにしましても、児童館という安心して子供たちを遊ばせる場所の提供について、町としても認識してほしいと思います。遊びを通して、子供の人格も発達し、自分たちで起こしたもめごとやけんかの仲直りの仕方を覚えていけば、その先の不登校やいじめ、虐待等に歯どめがかかるように思います。必要な場所の一つだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、新しく子ども・子育て支援新制度がスタートすると聞いております。内容をお聞かせください。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、子ども・子育ての新制度の関係につきましてご説明したいと思います。

現在国において決定された「社会保障と税の一体改革」、この中で位置づけられているものでございます。子ども・子育て支援の充実に関連して、子ども・子育て関連3法ということで、まず1つ目が「子ども・子育て支援法」、次に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、それとその「子ども・子育て支援法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、ちょっと難しくなりましたが、いずれにしても、その3つの法律の一部を改正するというので、平成24年8月に公布されてございます。

この子育て支援関連の3法、これにつきましては幼児期における学校教育、それと保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に推進するというので、従来の認定こども園制度の改革、これは従来幼稚園部門、こども園につきましては幼稚園部分は学校教育法、保育所部分は児童福祉法と。それに基づく認可と指導監督ということになっていたのですが、改正後はこども園法に基づく単一の認可となっていきます。内閣府が所管の官庁にもなってくると。一つにまとまるということでございます。

それと、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付ということで、これについては認定こども園、幼稚園、保育所に対する就園奨励費あるいは私学助成費、保育所運営費等の補助金、助成金が、これも一元化されるということになっております。それと、小規模保育等の給付制度の創設ということで、小規模の保育園あるいは家庭的保育、居宅訪問型の保育というような補助金あるいは助成金の制度の創設ということで。それと、地域における子ども・子育て支援の充実ということで、地域の実情に応じ、地域子育て支援事業、放課後学童クラブ、一時預かりあるいは延長保育、病児・病後児保育等の法定化ということで、それらの充実を図っていくというようなことが主なポイントとなっております。

これらの実施主体というのは市町村ということになっておりますので、それを国、県が支える仕組みとなっております。この法律に基づきまして、市町村においては今後、昨日の補正予算でもお願いしたけれども、要はニーズ調査をしまして、そのニーズを把握した上で新制度の給付あるいは事業の需要見込み、そういうものを確保あるいは検討していきたいということで、子ども・子育て支援事業計画、これをつくっていくのだということで昨日補正予算でお願いしたところでございます。ニーズ調査をして、板倉町にどういふものが必要で、どういふものが望まれているのかということを確認していきたくて、要は実態を調査して、

それから検討していくという形になってくると思います。

そういった中で、現在国から示されているスケジュールということでございますけれども、今年度につきましては、ニーズ調査をして、その要望、そういうものを分析していく。それを子ども支援会議、子ども・子育て支援会議というのを立ち上げて、そこで検討していく。26年度におきましては、その子ども・子育て支援事業計画を策定していく。実質的には27年4月1日から施行していくという形で進んでいきます。この子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、やはり町の議会を初め、いろいろ関係機関、団体等の皆様の支援、ご協力をいただかないとできないということで、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今から大変期待しております。と同時に、期待が大きい分、国がやる事業なので、昨年度、24年8月22日に公布されて、スタートが平成27年度と、何か遅い気もしますが、率先してできることから板倉は始めてもらいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。次、最後の質問に入ります。

新庁舎について。県内で一番遅く建てられる庁舎と聞いております。ゆえにあれもこれもといったぐあいではなく、シンプル・イズ・ベストという言葉もあるとおり、頭でっかちにならないよう配慮をお願いしたいと思います。名前を出しては申しわけないのですが、ある町の庁舎などは、噴水があり、それはそれはひときわ立派に見えますが、本当に必要なことなのでしょうか。自分には時の権力者が、自分のためにつくったとしか思えないのです。それよりは、板倉町の田園風景にマッチした自然の木々に安らぎを求めるような建物が理想かと思っております。つくりもそうですが、中に入れば最低限度のシステム、バリアフリーとか、障害者の方や乳幼児を連れてお母さんに使いやすいとかはもちろんです。それよりも職員全員による気遣いがあることが最も大事だと思っております。職員が庁舎を引き立てるということであり、決して庁舎が職員を立派に見せるがごとく、本末転倒しないようお願いしたいと思います。時期尚早ではありますが、どのような庁舎をイメージされているのか、町長の所見を伺いたいと思います。

それと、庁舎の場所ですが、庁舎を高台へと設定しておりますが、町の水害をもってこれを説明できるのですが、自分も異存はありません。でも、本当に水害がまた起こるのでしょうか。いつまでも板倉は水害の呪縛から解放されないなどの意見も聞いております。町長でしたら、これをどのように説明されるのか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 庁舎の建設であります。まだ本当に始まったところでございまして、いよいよ地権者に立ち入りの同意を得て、これから測量をやりながら、片や買収に向けて合意をとれるよう並行してやっていくということでございます。それに伴う法の関係も含めて対処してまいるという状況でございます。建物像、庁舎像については、私も森田議員の考え方、先ほどとうとうと述べられましたが、賛成でございます。しかし、建物は私と森田議員でつくるわけではありません。あくまでも最大公約数で、よりシンプルなものということと、そこら辺は私も強く冒頭から申し上げておりますが、どういう考え方でつくるかという基本があり、イメージはみんなそれぞれ違うと思いますので、そこら辺はさらに建設委員会等々も含め、全

体の設計については慎重に対処して、決して豪華なものにはならないようにということで踏まえたいと思っております。まさに中身についても、どんなすばらしい中身の施設をつくっても、職員がつんつんしていたり、気がきかなかつたりということで、そういう意味で昨日も、これからの時代は、最大のサービス産業であるから、一般論として、副町長は総務課長上がりか役場のOBがなんていう話をする議員さんもいらっしゃいますが、それこそ私は時代おくれと考えておまして、民間の議員さんを推薦したところ、副町長については賛同を得られなかったという、非常にそういう意味で私自身はこの町の議会さんの、ある意味での古さに断腸の思いで失望したところであると昨日述べたところであります。

場所等につきましては、水害があるかどうかは気象庁さえわからないと言っていますが、傾向として年々異常気象を踏まえて、二酸化炭素、京都議定書も含めて、そういう意味で、昔よりは確率が高くなってきているという警報が出ていることは事実であります。そういう意味での警報ですね。したがって、過去、実際60年間以上にわたって水害という水害は、この町ではなかったわけではありますが、むしろそういった地球的な環境あるいは日本の置かれている昨今の状況、台風一つの近々の動き、片田教授の分析等々も含めて考えると、100%ないことを前提に、多分検討委員会の皆様はなさらなかったのだろうと。万が一のときにやはり少しでも高いところというところは、考慮の中に重要な要素で入ったのであろうと思っております。したがって、場所一つについても、東がいい、あるいは南がいい、北がいい、西がいい、それぞれ地元びいきもありますし、またさらにはセンター地区というものがあるにもかかわらず、なぜだという多種多様な意見もありながら、それらを検討委員会の皆さんが大きな骨折りをしながら、町民の声を集約した形で、公民館南側周辺という結果的には高台でもあるわけですが、そこを選定したのは私は的を射たものと思っております。絶対に水害が来ないということであれば、でもそれは多分誰もが断言もできないことでもありますし、来る来るといっても、一千年、これから先来ないかもしれません。ただ、今ほど原発も含め、安心、安全、今日の森田議員の質問もそういうものに終始したと思うのですが、安全、安心を求められるという流れの中では、やはりそういう心配をしながらつくることは、場所の選定も含めてつくっていくことは当然のことであると私自身は理解しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ありがとうございます。本当の最後の質問ですが、この跡地について何か考えがあれば、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 現庁舎の跡地、今いるこの敷地ですけれども、現庁舎は約8,900平米ございます。そのうちの約75%の6,730平米が借地となっております。新庁舎が完成した後は、建物、構造物等を解体しまして、借地につきましては速やかに地権者にお返ししたいと考えております。また、残った町有地につきましては、今のところ具体的な検討はしていないのですけれども、有効に利活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まだでき上がっていませんが、場所が新たな場所ということになれば、現在のこの庁舎用地、先ほど数字的には借地がこのくらいあるということを述べましたが、その使用目的がなくなるわけでありませぬ。しかし、その時点で、町としてこの場所をどう考えるかという一つのしっかりした考え方も検討しながら、また使い道がないということであれば、当然他の貸借関係も含めて、民間も含めて、貸借関係が切れれば理解していただいて、地権者にお返しするということが当然のことではあります。その前段として、長い間借りていたわけではありますから、ここの場所が必要で、何か公共で使うものがあるかどうかも含め、それは基本的には検討しますが、原則論はただいまの企画財政課長が答えたとおりであります。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 以上で私の質問を終了させていただきます。1時間どうもありがとうございました。大変お世話になりました。

○議長（野中嘉之君） 以上で森田義昭君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

休 憩 （午前10時00分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[9番（青木秀夫君）登壇]

○9番（青木秀夫君） 9番、青木です。引き続きよろしくお願ひします。

安倍内閣が誕生して約6カ月、景気は気分だと。心の持ちようであるということが、この6カ月間で実証されているようです。円安、株高だけで実態経済にそれほど変化もなく、ただ期待と気分だけで社会全体が明るく、元気になっているようです。このまま続けばと期待しているところではあります。しかし、この所得が増加しない中で、円安による輸入物価の上昇、あるいは消費税のアップ、また今度決まるであろう公務員の給料カットなどを考えると、来年の今ごろはどのような経済状況になっているか、これは不安です。そういう不安払拭には、官民一体となった景気対策が課題となっているのではないのでしょうか。官民一致協力した経済財政運営という課題も、総論は賛成でも各論になるとそれぞれの利害対立が生じて解決に至らないのが現実のようです。アベノミクスも、ホップ・ステップ・ジャンプの最後の財政再建というジャンプの前に腰折れしてしまうのではないかと心配しています。

最近、財政健全化とか財政再建という論議がテレビ、新聞等での取り上げ方も少なくなっているような気がしています。目を世界に向けても、世界経済を動揺、混乱させたヨーロッパのギリシャあるいはイタリア、スペインなどの国家財政の危機も、すっかり沈静化しているようです。それらの国の暴落した国債も、今はもとに戻っているようです。国債価格の乱高下で巨額の利益を上げているのは、よく言われている国際投機

集団のヘッジファンドだと言われているようです。今そのヘッジファンドが日本の株式や為替、不動産市場に入って、株式、為替市場を攪乱しているようなことが言われております。この明るい兆しの出ている日本経済の一番の敵は、国際投機集団の攪乱戦術かもしれません。巨額の投機資金で作為的に農産物価格まで乱高下させるヘッジファンドは、自由主義市場経済とはいえ、世界各国が協調して何らかの規制を講じる必要がある時代になっているのかなと思います。政治、経済、社会、どの分野においても権力が集中すると必ず弊害が生まれるものです。そういうことのために、権力を分散させる機構組織がつけられてきたわけです。行政と議会との関係も、その典型的な一例だと思うのです。

今、議会不要論あるいは無用論の声が大きくなっています。それでも議会の存在自体が、権力分散効果の役割を少しは果たしているのではないかと思います。議会設置本来の目的を果たし、機能させるためには、議会活性化が求められているのですが、そのためにはやはり執行部の協力が不可欠ではないでしょうか。最近、地方議会の活性化を目指して、議員提案の議会基本条例の制定がラッシュとなっているようです。既に200以上、間もなく数百以上の地方議会で議会基本条例が制定されるようです。

総務課長に伺います。作成中の板倉町の議会基本条例案について、執行部サイドから見て、内容をどのように受けとめているか伺いたい。個人的な感想でも結構ですから、簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

ただいまの議会基本条例案につきましては、詳細についてまだ、その考え方等が理解がいま一つできておりません。しかしながら、地方自治法を根拠に、いかに開かれた議会をつくり上げていくかということでの基本条例の制定であると理解しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 地方行政の主権者が地域住民であることぐらい小学生でも教わっております。その主権者である住民に、町の行財政をありのまま実態を知らせようとする目的で、このわかりやすい予算書が作成され、配布され、今回で4回目です。既に執行部にもわかりやすい予算書についての町民の声とか評価が届いているはずですが。どのような町民の評価、声が届いているのか、二、三示していただければと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 非常にわかりやすくてよろしかったという声が7割、あんなものは見ないから不必要だといのが3割程度かなと受けとめております。大別すると。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） このわかりやすい予算書は、義務教育を受けた方ならば理解できる範囲で作成していると。中里課長はそう答弁しているのですけれども、その認識は今でも同じでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

まさしくそのとおりだと現在でも思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 24年の6月の議会、去年の、ちょうど今ごろです。わかりやすい予算書以上に工夫し充実した資料のいろんな予算書の提出を望みたいという質問に対して、中里課長は、わかりやすい予算書については、広く町民の皆様方に見ていただくということで、わかりやすい予算書よりも詳しくというのは、申しわけありませんが、議員の皆様は私からすればプロだという認識でいますので、一つ一つ用語解説を云々というまでは必要ないと認識していますという答弁されておるわけですが、課長のその議員に対する、議員はプロであるという認識、今もそれ変わっていないのでしょうか、確認いたします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

今でもそのように認識しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 再度伺いますけれども、議員はプロであると心から、本心からそう思っているのか、もう一度答弁願います。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

そのように思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 町長の答弁の一部にも、議員は町民レベルに比べて、いろいろな面において数段精通しているであろうという答弁があります。そうであるならば、プロレベルと認識されている議員に比べて職員、特にこの管理職にある職員は、自分の行財政知識をどのようなものであると位置づけているのでしょうか。総務課長に代表して答弁していただきたいのですけれども、議員がプロであれば、では職員はスーパープロとでも位置づけておられるのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

特にスーパープロという認識は持っておりませんが、やはり町の行政運営、財政運営、これは全ての分野にまたがって、十分な知識、認識を持って臨まないと、円滑な行政運営はできないということを私は考えておりますので、そういった面では、我々責任ある立場の者とすれば、スーパープロまではいかないにしても、それなりの知識を持って臨んでいると認識しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） このわかりやすい予算書の資料編を初め、いろいろな文書あるいは口頭、いろいろな方法あるいはいろいろな機会を通して、行財政情報が議会、町民に提供されています。それらの情報が町民に誤解を与える結果にもなっている場合があると思うのです。例えば、合併に対する町民の認識です。栗原町長就任当初、町民の合併の期待は高かったのです。ところが、今はトーンダウンしていると。その一つの理由に、町民の誤った財政認識があるようです。インターネットなどにもそういうのが載っていますよね。合併について、町民の誤った財政認識とはどんなものか。例えば、推測してみてください、町長。町長、推測してみてください。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 私は町民の皆さんが合併に対して賛成、反対、いろんな立場あると思いますし、私自身の姿勢はずっと一貫しております。なおかつ町民の皆さんが、もし間違った認識をするとすれば、要するにあしたにでも、人間千差万別ですから、新しい町長が出れば、あしたにでも合併ができるのではないかというような、そういう認識をされる方もあるだろうなという、そんなところはもしかしてあるかもしれないと思っています。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） やはりそういうインターネットなどに載ったり、町民の声を聞きますと、破綻寸前の板倉財政が合併実現を妨げているのではないかと、板倉町はいつ破綻するのですかなどというのがインターネットなんかにもやりとりされていますよね。町民からも、直接そういう声を聞いております。こういう声が出るのも、執行部が誤解させるような情報を町民に発信しているからではないでしょうか。町民に誤解させるような情報発信は、これは何も今に始まったことなく、日本の伝統かもしれない。栗原町長就任以前から、いつの時代もあるようです。先ほどお手元に私が配付しましたペーパーをよく見てみてください。これ平成16年、栗原町長が議員時代に配られた企画財政課の資料です。この資料、私よく読みますから聞いておいてください。「したがって、平成16年実施計画どおりに、すなわち現状どおりに事業を実施していった場合、毎年約7億円前後の金額が歳入不足となり、その不足額を穴埋めする財政調整基金からの繰り入れはもはや不可能な状態で、現行どおりの事業は実施できない」という記述ですね。町長の議員時代の資料ですけれども、こういう資料を見て誤解させられませんか、どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） そう思いますよね、そのくらい厳しいだろうと。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それでは、この資料作成の意図は何だったのか、あるいは目的は何であったのか。何かあったのでしょうか。この文言と数字で資料のからくりを読み解くことは職員ならできるでしょうけれども、議員が何の説明もなく理解をすることは、難しいと思うのです。むしろ誤解させられるだけではないのでしょうか。これ、よらしむべし知らしむべからず的資料の見本だと思うのです。平成16、17、18年も平穩無事に通過して、この資料の予測と大幅に違った決算となっています。単なるこれ予測違いだったのでしょうか。そうとも思えないのです。参考までに、平成16、17、18年度のプライマリーバランスだけでもどうい

う数字になっているか、小嶋課長、数字を示してみてください。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、ご質問にお答えいたします。

平成17年からでよろしいでしょうか。平成17年度のプライマリーバランスは3億3,461万円の黒字、18年度は3億28万6,000円の黒字、19年度については2億3,414万円のプライマリーバランスの黒字ということになっております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この16年度当時の資料の予測と決算結果の大幅な違いが生じた原因は何だと思っておりますか、中里課長。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

先ほど議員がお配りになられた資料、16年、17年、18年度、基金以外の歳入歳出の差し引きがそれぞれ載っておりますけれども、プライマリーバランスの計算は、この歳入歳出の差し引きとは違う算定方式をとっておりますから、このような乖離が起きるといえるか、数字が一致しないというのは当然のことと思っております。したがって、プライマリーバランスの算定結果につきましては、ただいま企画財政課長が答弁したとおりということで私も確認しておりますので、これが見通しが違ったということではないと私は理解しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そんなことないでしょう、こんな大幅な違いが出るというのは、そういう作為的なことを言い過ぎるのですよ。後からいろいろ聞きますけれども、板倉町の財政状況は不健全であるかのごとき文言、この資料同様に、わかりやすい予算書の中にも散見されるのです。町行政の、町財政の健全性を議会や町民に伝えると不都合なことでも起こるのでしょうか。何もないと思うのですが、どうなのでしょう。ありのままの行財政情報を公開するのが、今や情報公開の時代であると思うのです。今、よらしむべし知らしむべからず的時代ではないはずなのです。事実をゆがめたこの情報提供は誤解させるだけです。他市町に比べて板倉町は税金が高いなんていう声もよく聞きます。それもこれも、みんなこういうゆがめた情報がこれと私はなってきたのだと思うのです。

そこで、議員に対して、議員は行財政のプロだという認識を今でも持っているという中里課長、やはり相手のレベルに合わせて、わかりやすく理解できるような資料を提供し、説明を心がけないと議論もできない。議会は単なる同意機関になってしまいます。結果として、この議会不要論とか無用論という声になっているのだと思うのです。わかりやすい予算書の資料編にある指数とか、連結財務4表の数字の読み取り方、こんなもの議員にできると思いますか。再三伺いますが、もう一度、中里課長、お答えください。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） 毎年算定した結果につきましては、3月の議員協議会でご説明させていただいています。そういったことで、十分に読み取りはされていると理解しているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 一般的に指数だとか比率を読み解き理解するには、その前提となる何倍もの基礎的な知識が必要なのかわかるのではないですか。我々が100円のラーメンだとか、1億円のマンションだとか、それぞれ高いか安いかなんていう判断も、基準を知っているからこそ判断できるのです。例えば、不快指数だとか知能指数なんて数字出されても、大もとを知らないと、基準を知らないと何のことだかわかりませんよね。今、中高生ならほとんど知っていると思われる偏差値という言葉も、偏差値とは何かとか、偏差値の算出方法などになると、生徒や保護者でも、理解している人は少ないと思うのです。学校の先生でさえ、上手に説明できる人は少ないですよ。ねえ、教育長。例えば、トイックが730だとか、トイックが860なんていう数字がどういうことなのかわかるのは、教育長なら、これは英語の先生だからわかるでしょうけれども、何か730がAAだとか、860はAAAだとかなんていっても、中身がどんなものかなんて皆目見当もつかないです。指数とか数字とかというのは、もとを知ってないと理解できないはずなのです。このわかりやすい予算書に載っているいろいろな指数、例えば財政力指数だとか経常収支比率だとか、わかりやすく説明できますか、職員。中里課長、かわりにちょっとできるかできないか言ってみてください。できるのなら私聞きますから。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

このわかりやすい予算書の資料編につきましては……

[「ほかの職員ができるというのか、みんな。胸張ってこんなのはできませんよと。できますかということを知っている」と言う人あり]

○総務課長（中里重義君） 私が答えさせていただきますけれども、このわかりやすい予算書の資料編の、いわゆる指標の解説につきましては、以前の議員の指摘によりまして、それぞれ解説を付して編集をするようにしております。今回発行しました25年度版にも、それぞれの指標の解説が付されております。そういったことで、ご指摘のあったところについては改善してきています。それとあわせまして、ではほかの職員ができるかということでございますけれども、それはできると私は理解しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それでは、聞いてみようかな。やはり物を知っているというのは、いろいろあるのだよ、レベルが。例えば、人間を、「中里さん、知っている」と。「名前は知っていますよ」と。「顔も知っていますよ」、それも知っているのです。だけれども、あの人の今までの経歴だとか家族構成だとか、そういったものまで知っているかどうかということも知っているのです。あの人の性格はどういう人なのかいという、そういうことまで知っているのも知っているわけです。知っているというからには、いろいろなものがある。確かに先ほどの資料を見ても、字は読めるけれども、字は読めても何のことだかわからない。それが

私は実態だと思います。悪いから職員に聞かない、私。

次に、プライマリーバランスの算式について……いや、聞かないというのは、いろんな人に私聞いているのですよ。みんなわからないと言っているのです。だから、こういう議事録に載ってしまいますし、聞きませんよ。だから、次にプライマリーバランスの算式について、中里課長に伺いますけれども、これ今までも何回か伺っています。しかし、平成22、23年度のプライマリーバランスの数字を見ると、今まで示された算式とは違った算式があるのかなと思えるのです。この22、23年度を例にして、別の算式があるのなら、わかりやすく説明いただければと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

3月の議員の質問にお答えした内容をおさらい的に申し上げますけれども、プライマリーバランスの計算につきましては、まず歳入の部分の計算について申し上げます。歳入総額から繰越金、これは前年度の繰越金です。それと地方債、それから財政調整基金の取り崩し額、それから減債基金の取り崩し額を差し引いた残りが、まずプライマリーバランスの計算をする上での歳入の金額になります。今度歳出の部分でございませぬけれども、こちらにつきましては地方債の元利償還金、それから財政調整基金の積立金、それから減債基金の積立金を差し引いた残りの歳出総額、これを差し引いた答えがプライマリーバランスということでございます。議員は3月の質問のときに、22年度は7億1,000万円の黒字となっているけれどもということでご質問されておりますけれども、ただいま申し上げました取り崩し額については、あくまで財政調整基金と減債基金の取り崩しだけを差し引くということです。この年には土地開発基金を5億5,000万円程度、たしか取り崩しておったわけですが、それについてはプライマリーバランスの計算上の差し引きの対象にはなっておりません。そういったことで、議員がそこがおかしいということをご指摘されたのだと思っております、現在でも。

最終的にもう一度申し上げますが、プライマリーバランスの計算式としては、歳入総額からマイナス前年度の繰越金、さらに地方債、財政調整基金取り崩し額、さらに減債基金取り崩し額を差し引くと。歳出については、地方債元利償還金、財政調整基金積立金、減債基金積立金を差し引いたもので計算すると。でありますので、基金で該当するのは財政調整基金と減債基金だけということでございます。それ以外の基金がどうして計算の算定対象にされていないのかについては、これは総務省が示しております新公会計制度の中のプライマリーバランスの計算に示されているとおりということでございますので、お答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 課長の説明は、それは十二分によく理解しているのですよ、それは。それを踏まえて聞いているのです。総務省の公会計基準の中に、基金からの取り崩しは財政調整基金と減債基金、これだけだと明示してあるのでしょうかけれども、基金にはいろいろな基金がありますよね。庁舎建設基金とか福祉基金とか、いろんなものがあるわけです。そういったものが書いてないからって、それを算式から取り除くのかどうかというのは、例示してあるだけではないのかと私は理解しているのです。減債基金と財政調整基金が。でないと、このプライマリーバランスの数字が正しい数字にならないのです。正確なものにならな

いです。だから、それを総務省の係の人にでも聞いてみてくれと言っているのに聞かないのだよ、小嶋さんも。なあ、小嶋さん、聞いたかい。わからなければ聞くのですよ、そういうものは。書いていないからって、書いていないのを、書くとかどくなってしまうから、いろんなものは書かないのです。例示してあるだけではないの、その財政調整基金と減債基金は。これは私の推測だけれども。ここに、だって板倉町だっていろんな基金がいっぱいあるわけです。そういうものも入れると、それぞれの自治体にいろんな名目の基金があるから、そういうものを書くとか長くなるから、例示的に財政調整基金と減債基金を取り除いてプライマリーバランスを出すのですよという意味かなと私は思っているの、それを聞いてみたらどうですかということと言っているのですけれども、聞こうとしないわけです。小嶋課長、聞いていないのですね。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 議員ご指摘のプライマリーバランスの計算式でございますけれども、先ほどから議員、例示というような言葉で質問されておりますけれども、私どもとしましては、総務省が出してあります総務省方式の改定モデル基準によりまして算出しているのですが、どこにも例というのは書いてございません。その基準に基づいて私どもは、先ほど中里総務課長が言った計算式により算出しております。

また、なぜ財政調整基金と減債基金のみが、この算式の対象になっているかということは、現在群馬県の市町村課を通じまして、総務省にきちんとした説明を求めているところでございますので、今回の議会には当然間に合わないわけですが、きちんと問い合わせしているところでございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今問い合わせで調査中ということなのでしょう。では、それでいいです。後でわかればいいのですから。私はそうではないと、この数字は正確な数字にはなっていないと思うので、疑問に思って聞いたのです。だから、思ったら、聞かれたら、そういうものをわからなければ、わかるころへ聞くというのが私は仕事だと思う。それをまた伝えると。何も全部わかっているなんていうことはあり得ないのですから。そうでしょうに、医者だって病気なんか全然わからないわけですよ。わかることは、素人よりましぐらいなところで。だから、そういうふうにしていただかないと、私は親切な対応というのはできないと思うのです。

それで、国初め地方自治体が、単年度の支出を単年度の収入で賄えるかどうかを大ざっぱに、単純にはかる物差しとして、このプライマリーバランスというのが採用されているのはなぜなのでしょう。わかりやすいからなのです。わかりやすいから。大ざっぱで。中里課長は、このプライマリーバランスの黒字について、強いアレルギー反応、拒否反応を持っているようです。一般社会の通説に反してまで、中里理論に固執、こだわるのはなぜなのでしょう。臨時財政対策債についても、通説に反した中里理論を展開していますよね。これ議事録にいろいろ載っております。3月議会で、プライマリーバランスの黒字を完全な黒字と理解するのは間違いであると答弁しているのです。粉飾決算なら、これはそういうこともあるかもしれませんが、黒字に完全とか不完全とかあるのですか。数字は客観性そのものですよね。主観の入る余地はないはず。黒字に完全、不完全があるのでしょうか。中里課長、お答えいただきたい。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

一例で申し上げますけれども、黒字、赤字を計算するのに、入ったお金、出たお金、このどちらが多いか、少ないかで、簡単に言えば黒字、赤字が計算されるというのが大原則、原理かなと私は理解しております。地方自治体、特に板倉町の収支、収入と支出につきましては、毎年決算で歳入総額から歳出総額を差し引いた残りが繰越金的に計算されるわけでございますけれども、その背景には、先ほど議員がおっしゃったように臨時財政対策債の借り入れ、あるいは基金からの繰り入れ、こういったものがございます。ですから、借金が増えたり、積立金を減らしたりしながら収支を計算するというような内容でございますから、そういった面から考えますと、必ずしも歳入歳出差し引き残が黒字だといっても、基金がその分減っていたり、臨時財政対策債借り入れが増えているということを考えれば、単純にこれが黒字だということは言えないというのが私の一つの見解でございます。その辺は議員と私で見解が相違するところかと以前から思っておりますが、私の見解は以上のような内容でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 世間の考え方に反して、中里見解を展開しているのでしょうかけれども、そんなの通用しないと思いますよ。平成11年から24年、今年5年ですよ。14年連続プライマリーバランスは黒字ですよ。累計これ50億円以上の黒字ですよ。約50億円、板倉町の財政状況は確実に好転しているということなのです。好転しているということなのです。課長は何か、そこに50億円金が積み上がったのが黒字だと思っていたら大間違いですよ。好転しているのですよ。そうであるから、この庁舎建て替えもできるようになったのではないですか。好転しているから。にもかかわらず、中里課長は、終始こう答えているのです。財政状況は相も変わらず好転していないと受けとめていると。これ3月議会でも答弁しているのですよ。議事録に載っていますよ。数字の客観性を否定、無視できる精神構造といいますか、考え方はどのような経緯で形成されてくるのでしょうか。これはもうやはり、大化の改新以来のよろしむべし知らしむべからず的思想が知らず知らずのうちに、公務員を長く経験しているうちに身につけてしまった結果なのではないでしょうか。何を言ってもわかりはしないと、犬や猫、幼稚園生程度と見下げているからできるのではないですか。

議員はプロですなどと心にもない発言、皮肉そのものでしょう。皮肉な言い回しとは、事実と反することを言うことなのです。ですから、議員がプロなどと言っているのは、その反対のもので、ばかだと言っているのと同じなのです。これは世の中の公務員が別に中里課長を批判しているのではなくて、いろんなところの公務員が言っています。国会議員なんて大臣なんて3日で殺されてしまうのだとか、あんなの何も知らないのだからなんてよくテレビでもやっています。そういう体質が中央から地方まで、何と申しますか、もう蔓延していると言っているのではないのでしょうか。

このプライマリーバランスが14年連続の板倉の財政、これどう控え目に見ても、どういう物差しではかっても、健全財政そのものですよ。健全財政をありのまま町民に知らせると何か不都合な事態でも起こるのでしょうか。何も起こらないと思うのですけれども。行政と住民の関係は、会社と株主の関係に構図がよく似ていますが、会社と株主の関係は、利益配分をめぐる対立のようなものが存在しているわけです。行政と住民の関係は、そういうものはないですよ。ありのままの行政財政情報を発信しても、心配するような問題は起こらないと思うのですが、なぜかそれを心配しているように見えるのです。

先ほど配った16年、企画財政課の財政資料、平成23年度決算概要説明、これも前、中里課長に聞いています。わかりやすい予算書の資料あるいはこの中里課長の一連の答弁に共通しているのは、大化の改新以来のよらしむべし知らしむべからず的行政姿勢が透けて見えるのです。今情報公開の時代です。議会議員にわかりやすく理解できるような、一工夫、二工夫した親切な行財政資料、そして職員自身も胸を張って理解しているというような行政資料を提供されない限り、議会活性化にはつながらないと思うのですが、いかがでしょうか。栗原町長が情報開示推進者の板倉町のナンバーワンであると私は承知しています。しかし、町長のリーダーシップも、職員の協力なしには、十分な効果を上げることにはならないと思うのです。町長が職員に意地悪されて、情報を抑えられたら、正しい情報が発信できない、そういうこともあるわけです。ですから、このよらしむべし知らしむべからず的な行政体質を変えない限り、真の情報公開、議会活性化へとつながらないと思うのです。その点を踏まえて、総務課長、そして栗原町長、考えをお聞かせいただければと思うのです。

○議長（野中嘉之君） 中里課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えしますが、議員の質問の趣旨、いまいち私はぴんときていないので、当を得たお答えができるかどうかでございしますが、確かに首尾一貫私は、議員がおっしゃるように、議員とはちょっと違う見解を、答えをずっとさせてきてもらっております。やはりどういったところでそこに至るかという、やはり毎年の予算編成については、基金の繰入金歳入として計上されないと予算の編成ができないということでございます。それとあわせて、このところ財政調整基金、それから庁舎建設基金には基金の積み立てをしてきていると。できているという状況経過でございますけれども、その反面、減債基金の残高は年々減少していると。そういったことから、私は議員がおっしゃるような状況だという理解解釈はできないと感じております。そういったことで、議員がおっしゃるとおり、23年度の決算の関係についておっしゃられていますけれども、その辺について9月の議会でお示しした一般会計の成果の文言のくんだり等についても、それを踏まえた形でまとめさせていただいているということでございます。

そういったことで、大分議員との考え方には、私は開きがあるのかなと思っておりますけれども、そういった中でも、臨時財政対策債の借り入れが今後も継続されるということも考えられるわけでありまして、国が全てを見るとは理論上はなっておりますけれども、借金はあくまで借金ということでありまして、それについては気が抜けないということで理解しているところでございます。そういったことでございますので、その辺は議員の皆様方にもご理解いただきたいと思いますところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 私が議員をやっていたのは16年9月まで、だからわずかにこれを見たかどうかの記憶はございません。以来4年間ブランクがございまして、20年11月に就任したということでありまして。その間の16、17、18年を例示して、これそのものをやはりひどいではないかと、表現が。ということをご指摘されているのだらうと思っておりますけれども、その当時、我が町の幹部であった現議長の野中収入役さんも、その当時幹部だったのかな……

○議長（野中嘉之君） 16年はやめています。

○町長（栗原 実君） 今村議員さんも大幹部であったはずであります、果たしてどうだったかは教育長さんだと思うけれども。いずれにしても、その当時の役場が公式の見解を出すということは、町民をだますとか、何かそれ、そうしないと都合が悪いという、青木さんはいつも性悪説に立って物事を考えると言いますから、私は非常に心配して、みんなで考えた末、板倉町の現状はこうであるということの評価をされた、表現をされているのだろうと思っておりまして、見ようによっては、そのときの努力をずっと継続してきて、税務課長も財政課長もかわっていますけれども、人がかわっても流儀が確かに変わっていないかもしれませんが。本来人がかわれば、町長がかわればこのくらいぱっと変わるわけですが、でも町の財政部門については、きちっと引き継いできて、青木さんにすれば、非常に納得のいかない、ごまかしを前提とした、あるいは何か意図的な操作をしているというようなことでご心配をいただいているのだと思うのですが、私はそれは純粹にそういった表現をしてきているのだろうと思っております。

したがって、いつも思うのですが、国は、これはこんなことを青木さんに言う必要は、もうとっくにおわかりですが、国は無制限に幾らでも借金ができるわけです。1,000兆円以上も借金があると言われながら、安倍首相が外国に行くたびに200億円だ300億円、板倉町へでももらいたいなというぐらいだけれども、何で後進国へぼんぼん、国民の理解もとらないで円借款をしたりするのだろうと思うぐらい、国というのは日本銀行で印刷ができるのですが、町自治体は、やはり町の一応裁量の範囲が法で決まっております、そういう意味では常に借金と基金、いわゆる貯金を見ながら、私は細かいことは、町長ですから考えていません。借金の残高が今現在幾らあるか、貯金が幾らあるか、一般の家庭だと同じような考え方をしておりますので、そういった流れの中でやりくりをしてきているということで、それでも基金が少しでも多くなるように、多くなったら、いつか青木さんが、町長は貯金をながめているのが趣味のような性格だなんて言いましたけれども、私はそうではありません。したがって、庁舎建設もぎりぎりだろうと、大変だろうと思います。でも、青木さんは大変ではない、楽だと言っていますけれども、大変なやりくりをしながらやっついこうと。町民の皆さんの望みを、限りなくある望みを一つでも実現するのが町長の役目ということで、そういう考え方であります。

加えて、借金には純粋な借金と、俗に言う、極端に言うと交付税で返還を保障された借金みたいなものがあるのですが、そういう意味では、交付税措置をされるようなものもあるのですが、基本的には、先ほど課長が述べた、借金は一応借金としてやっていくのが基本的には、我が町だけではありません。これは群馬県下、日本全国、基本的には同じ計算方式でやっていますので、それに私は財政課長に任せておくという形でおります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 中里課長の詭弁、幾ら言ったって、そんなのは詭弁にすぎないことをいつまでも言っているのです。財政調整基金や減債基金に積み込むとか引き出すとか、それはあれでしょう。担当者の裁量で幾らでもできるのでしょう。財政調整基金が減っているとか増えているとかって。そんなものはいろんな基金があって、その中で適当に、今年はその基金に余った金積むか、こっちへ積むかと。今年はこの基金からおろすかとかって、そんなものは自由にやっているわけだから、それをあたかも年々、さっきの16年

度のペーパーと一緒にですよ。なくなってしまうみたいに。これは水の循環として、何かからくり、簡単なのですよ。わかっているでしょう、町長。7億円の赤字にならないのだよ。歳入が48億円、これ1割ぐらい低目に見ているのです。だから、実際は年度末には53億円入るのです。支出は55億円となっている。55億円。これは3億円やそこら減るのです。52億円になるのです。53億円引く52億円だとマイナス7億円にならないのです。こんなのもうずっとやっている手法でしょう。国保の会計でも介護保険の会計でも、みんな同じ手法ですよ。これは、だから町民にごまかしていると。別にそんなことしなくたって、足らなければ値上げもできるのだし、不足すればまた何とかなるわけです。

それと、さっきの臨時財政対策債についても、中里課長は盛んにそういう中里理論を展開しているわけです。3月15日に群馬県の財政説明会的时候、町長もいたでしょう。中里課長もいたでしょう。群馬県の財政担当者は何と説明していたのですか。臨時財政対策債は、これは群馬県の借金ではございませんと。国のものですからと。これはっきり言っている。聞いているのだよ、中里課長。それでもそういうことを、我々を、だから言っているのです。幼稚園生か何かその程度に見ているのかと。今日は後ろにお母さん方もいますけれども、母親が子供の家庭教育の一環で、うちは貧乏なのだよ、貧乏なのだよと、そういう教育するのも、これは教育の一つとしてやっているうちが多いかと思う。だけれども、余り町の財政をそれと同じように言うのはいかがなものかなと思うのです。大化の改新以来の時代から続いている、よろしむべし知らしむべからず的な人民の統治方式に比べたら、日本の民主主義というのは、まだ70年足らず、歴史も浅いですよね。しかも、血と汗でかち取った民主主義でなく、アメリカから押しつけられた棚ぼた民主主義と言ってよいでしょう。まだまだ古い風習、考え方が残っているのではないかと思うのです。

そういう風土の中から、結局議会無用論だとか議員の無能性などという声も出る結果になっているのだと思うのです。議会が同意機関、追認機関であるという批判に対して、今議会の何か活性化させようという目的で議会基本条例も制定する自治体が続々と出てきています。そういう先進地に倣って、板倉町も議会基本条例の制定を準備しているところですが、しかしその内容はというと、見てのとおり、地方自治法の枠抜粋、しかも理念型で具体性に欠けている。生かすも殺すも運用次第、その運用次第にはやはり執行部の協力がなくては、絵に描いた餅になってしまうのです。議会活性化は執行部の協力次第であると思うのですが、その議会基本条例に対する協力姿勢といいますか、どのように考えているか、町長、中里課長、2人教えてください。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 実は議会の基本条例、ついこの間、骨子を、案という形で見させていただきまして、非常に私も議員でもあった経緯からすると、いいことだなと思っていまして、そういうものに議会の要望するものも含め、権利、全て議員さんは認められた権利も、ほかの人と違って持っているわけですから、それらは当然優先されるべきでありますし、要求した資料が極秘扱いであるという特別、そういったものでない限りは、全て答えよということで指令も出しておりますので、十分に協力できるだろうと思っておりますし、また議員さんは、先ほど中里課長がプロだと認識していると。いわゆる地域をみずから代表して、自分で手を挙げて出てきているわけですから、住民と同じレベルだとは思っておりません。したがって、わからないところがあれば、ぜひわからないと言っておいて、担当課へ必要な資料も、自分の能力を高める

ためにやっていただきたいし、それを言うことが恥ずかしいとすれば、それは議員みずから自分の地位を放棄するものでありまして、そういうことがない限り、私どもは議員はみずから自信を持って町民の代表たる立場を自任して出てきたものとみなしております。そういうことで、みずから足りないと思えば勉強していただきたいということもあわせ、お願いしておきます。

それから、先ほど冒頭の町民の関心事について、わかりやすい予算書について評価ですね。厚いとか難しいということも3割ぐらいの中に、あんなに厚いページは要らないではないかというのがあります。しかし、私どもはそれも踏まえて、町民の皆さんの関心事は多岐にわたっておりますので、青木議員さんは財政のところを非常に見ると思いますが、人によってはバスの時刻表だけで十分満足される人もいるかもしれませんし、あるいは町道のどこを舗装するかということで見方もいるかと思えます。したがって、参考資料的な、後ろの3分の1はつけずとも、随分とわかりやすい予算書を出す前と出した後、私はお金1冊163円にしては、内容的にはいいものだと思って自信を持っております。言いかえれば、全部を皆さんに読んでいただくことは想定しておりません。1ページでも2ページでも役に立てることがあれば、それが情報の提供という形で、町民の皆さんにお役に立ち、その163円が高いか安いかは、私が考えることということでありまして、いろんな批判に応えながら、さらに改善を加えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上申し上げまして、答弁になったかどうかは別であります、終わります。

「いいですか、もう一回。時間ある、ない」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 青木議員に申し上げます。通告時間を過ぎておりますので、簡潔に願います。

○9番（青木秀夫君） では最後に、やはり人は、教育長は教員上がりだから、みんな能力人それぞれだから、そのそれぞれの人にわかりやすく説明を上手にできる人が説明能力があるということになるわけです。わかりやすい予算書も、数字とかいろいろ字は皆さん読めるでしょう。読めても、あれを理解することは、それなりの何かそれにかかわった仕事をしてきた人とか、あるいはそういうのに強い関心を持っている人でもなければわからないと思うのです。ちょっと言えば、学校の教科書的にできているかなと私は思うのです。学校の教科書は何もあれ書いてないのです。先生の出番を隠してあるのだから、それを説明するために、だから一を聞いて十を知るような人なら、あれ見てわかるのでしょけれども、普通の人はわからないようにできている。だから、そういうものでなく、せつかく、私無駄だとは言っていない、町長。百六十何円が無駄だと言っていない。つくるのなら、一人でも多くの人に理解できるようなものをつくったらいかがですかということを提案しているわけです。無駄だなんて言っていない。

だから、私はさっきも言われたように、人間、性悪説のほうに立って見るほうですから、何かいろんな町の情報を見ると、何か議員らを犬か猫みたいに思っているのかなとか、何もわからないのだからとかって。私も公務員の人にそういう話をよく聞くのですよ。板倉の町ではなくたって。私もいろいろ長年生きてきたから、いろいろ知り合いもいるから、裏話はよく聞いていますよ。だから、そういうものからして、そうかなと思えてならないので、ぜひそうならないように、親切なわかりやすい、誰にでもわかる、相手をどの程度のレベルなのか、どの程度の理解力を持っているのか、それを踏まえて説明あるいは資料を出すというのが、出す側の能力なのです。長くくどくど書けばいいというものでもないし、簡単明瞭的に射たものを、資料を出せるというのが、その人の説明能力にもなるので、皆各課長さんたちにも、ぜひそういうことを心がけて、これからご協力いただきたいと思うのですけれども、よろしく申し上げます。どうも。

○議長（野中嘉之君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時25分より再開いたします。

休 憩 （午前11時18分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、荒井英世君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。荒井英世君の一般質問は12時を過ぎると思われませんが、発言時間の全部が終了してから昼食休憩をとりますので、ご了承願います。

[3番（荒井英世君）登壇]

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。早速ですけれども、時間の関係がありますので、質問に入りたいと思います。

まず、身近な問題を質問したいと思っておりますけれども、板倉東洋大前駅周辺の駐輪場について質問いたします。板倉東洋大前駅周辺ですけれども、東口に2カ所、それから西口に2カ所、計4カ所の駐輪場があります。まず、その利用状況、台数も含めてですけれども、お尋ねいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

まず、西口の利用状況でございますが、現状では約200台程度の自転車の駐輪があるようでございます。ただし、この中には、いわゆる学期の切りかえで、それまで利用していた学生がそのまま放置したような状況が見受けられる自転車も、具体的な台数ははっきりとはつかめませんが、相当数あるようにも思えます。それから、東口ではおおむね40台程度というような状況でございますが、東口でも同様に、放置されていると思えるようなものも見受けられる状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 利用状況につきまして、私も先月の23日、平日ですけれども、日によって増減あると思っておりますが、私が調べた段階では、西口で特に多いのが、駅へ向かって左側、北側に自転車150台、バイク8台ありました。駅に向かって右側、これはトイレがあるほうに自転車が100台ほど。東口なのですが、これも駅に向かって右側に自転車8台、それからバイク1台、駅に向かって左側、南方面に自転車22台、バイク2台あるといった状況でした。この後に管理状況についてもお聞きしますけれども、実際に現地を見まして、駐輪については、板倉町の看板なのですが、「白線の中に1列にとめてください」という看板があります。ただ、私がそこを見ましたところ、全てが整然と1列に置かれているわけではなくて、場所によってはかなり乱雑、雑然と置かれていました。雑然と置かれているのが目立つのが、特に西口の駅の周辺です。駅に近いということで、やはり置いていってしまうのでしょうかけれども、そういった意味で、管理状況、実

際どんなことを今やっているのか、お聞きします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

先ほど申しあげましたとおり、学年切りかえ等で大分放置されていると思えるような自転車の台数が増えている状況でございまして、これまで年に1回、12月の時期に放置自転車の整理をしてきておったわけですが、そういう学年の切りかえ時期がどうしても多くなるようでございます。議員も現地を見られたということでございますが、私どもも現地の状況は確認しておりまして、一昨日に放置自転車を確認するための張り札を全部の自転車にくくりつけさせてもらっております。10日間程度猶予をとりまして、その時点で放置自転車であるという確認がとれるものについては撤去する予定でございます。そうすれば、多少駐輪スペースも余裕が出てくるのかなと考えております。そういったことで、新たにきちっと置かれるような指導もしていきたいと。

それと、やはりどうしても駅の入り口近くに置きたがると。これは人情かなと思います。ということで、現場には過去東武鉄道で、この場所は駐輪は禁止というような意味でのチェーンというか、樹脂のチェーンを張ったような部材が置いてあります。それが土地の管理範囲として、十分町有地側に東武鉄道がそういったものを置いていたと。これは、鉄道事業者、それから町サイドも、用地の管理区分についてもう少し明確な理解がされていなかったのかなという感じがしまして、それについては、今後何か新たな抑止というのですか、それを考えていくように現在行政安全係でもいろいろやり方を検討しております。

それと、バイクの駐輪ですか、これにつきましてもやはり区画を切った中に置かれているのではなくて、いわゆる駅広の用地に当たる部分に、私が行ったときには2台ほど置いてありました。動かして駐輪スペースのほうへ移動させようかなと思ったのですが、何か鍵というか、かかっていたりで動かさなくて、これは一昨日も同じような状況で置かれていたということでありますので、たまたま板倉町のナンバーがついているバイクでありますので、今後は様子を見ながら、ナンバーから所有者を調べまして、直接指導するというのも念頭に置いている状況でございます。

いずれにしても、そういうことで10日程度経過した時点では、1度整理するという計画で現在おりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 撤去の関係で、一つの方法で張り札をくくりつけて、10日間過ぎたら撤去するということですね。その撤去の方法で、先ほど新たな抑止策を検討しているとおっしゃいましたけれども、例えば条例で駅周辺を放置禁止区域、そういったふうにする考えはないか、お聞きします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、今後余りにも改善が見込めないというような状況が続くとすれば、条例の制定も視野に入れて臨みたいと考えております。ただ、この取り扱いにつきましても、現在西口、東口両側に

区画を切っておるわけですが、基本的に町道、歩行者専用道路の一角を区画を切っているということですので、純然たる自転車置き場とも違うということもあります。そういったことで、都市部の条例の考え方等も今調査にかかっておりますけれども、同じような取り扱いができるかどうか、そういったところがまだ今後研究していかなくてはならないかなと思っています。ならば、条例を制定する前に、きちっとマナーを持って置いていただけるようになっていただけるのがいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） わかりました。

それから、これは要望というか提案ですけれども、駐輪場に屋根を整備できないかということです。通勤、通学する方たちの利便性を向上させるという意味もありますけれども、特に一番困るのが雨の日です。かっぱを着脱しますから、そのときに屋根があれば利用者にとってすごい利便性があるのではないかな、そんなふうを感じるわけです。その辺の屋根の整備の関係ですけれども、現在どんなふうにお考えかお聞きします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

現在の駐輪場の設置当時、ですから駅の開業の当時、平成9年になりますけれども、その当時、現在の自転車置き場の区画を切って配置するという、その計画の段階で、いろいろ検討しております。1つには、整然と利用してもらえないという心配もあるだろうと。それを、では何とかするには有料化ということも考えるべきではないのかとか、それを有料化するとすれば、当然それなりの設備をする必要も出てくるのだろうと。いろいろ検討しました。その当時は、館林の駅前みたいに自転車預かり所が将来的にはできてくれるのではないかというような望みも持っておりました。そういった中で、あくまで自転車置き場だと。預かり所ではないという考え方の中で、そういった設備、バース的な屋根をつけるとか、そういったものについては、とりあえずその時点では経費もかかるものですから、なしでいこうという結論が出て現在に至っていると。ただ、整然と駐輪してもらおうためのラックについては、1度設置してございます。ただ、その後大分傷んだので、撤去してしまっていて、そのままになっておりますが、そんな状況がございまして。そういうご要望ということでございますけれども、現時点でそういった屋根をつけるかについては、恐縮ですが、議員のご期待にお応えができるような答弁がしにくいというような状況でございます。これは、今後将来にわたっての課題ということで、ひとつ受けとめさせていただければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 板倉東洋大前駅ですけれども、板倉町の東の玄関と言えるところだと思います。そこは町外からの来訪者が多く来るわけですけれども、板倉町の最初の印象を与えるところだと思います。したがって、駐輪場についても景観を損ねないような対応と、それから屋根を含めて、今後利用者の利便性を図れるようにぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。小中学校における防災教育について質問いたします。災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震、それから津

波によって広い地域で甚大な被害が発生しました。多くのとうとい命が失われました。このような中でも、日ごろの徹底した防災教育によって、学校の管理下にいた全ての児童生徒が生き残った地域がありました。俗に言う「釜石の奇跡」ですか、そういったものです。この釜石の奇跡については、板倉町でも大変お世話になっています群大の大学院教授の片田教授の釜石での指導によるものが大きいと言われております。

こうした東日本大震災の教訓をもとに、改めて学校の防災教育の重要性が認識されまして、全国各地でこれまでの防災教育の見直し、それから実際の災害発生に即しまして、より現実的かつ有効なプログラムが検討されております。さらに、それが実施されております。板倉町におきましては、想定されるのは洪水と地震です。東日本大震災を教訓としまして、防災教育の一層の充実を私は図るべきであると考えております。その充実を図ることは、子供の安全を守るという目的だけではなくて、地域と連携して推進するという必要性から、地域の教育力向上、それから地域づくりに寄与するものと思っております。

教育委員会の平成25年度の教育行政方針を見ますと、重点施策の一つとしまして、学校における安全確保といった充実の項目の中で、防災教育の充実という一文が載っております。まず、そこで1点目として、現在小中学校において、どのように防災教育を行っているのか、お尋ねいたします。具体的にお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 現在板倉町で行っている防災教育の現状ということになるかと思えますけれども、現在板倉の小中学校では、地震や火災が発生したときを想定して、その対応についての指導を行っております。このほかに小学校では、不審者が学校に侵入した際の対応についても、その指導等を実施しております。また、小学校の、特に4年生については、水防学校ということで、板倉町の水害の歴史や利根川、渡良瀬川の治水についての学習をしたり、降雨体験車を使いまして、災害の疑似体験などを行っているという現状です。これは各教科の中で、それぞれの年齢に応じた形で指導を行っているということが現状となっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） それから、次の質問ですが、防災教育の指導目標、それから指導内容、指導計画などについてお尋ねいたします。これは防災教育全体計画と言ったらいいのでしょうか、それぞれもし明確にされているなら、簡単で結構なので、実際に指導目標がありますとか、指導内容がありますとか、そういった部分でお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） まず初めに、防災教育の目標ということですが、子供たちの安全を脅かすような重大な事件、事故、災害が発生したとき、またそのような状況が迫ったときに、一番重要なのは適切かつ迅速な対応ができるということを第一に考えております。そのために小中学校では、地震が発生した場合や火災が発生した場合に備えて避難訓練、これを年に3回実施しております。また、特に小学校では、校内に不審者があらわれた場合の対応についてもあわせて訓練を行っております。そのほかにも、子供たちが学校に滞在している時間帯に台風が迫った場合、暴風雨ということですが、どうやって子

供たちを安全に自宅まで帰させるかということを目的にしまして、保護者への児童引き渡し訓練、これなども行っております。学校では、ただいま説明したようなことを指導しておりますけれども、改めて防災についての指導計画を作成するというものではありませんで、かわりに学校安全計画の中に位置づけまして、教育活動全体で指導しています。この考え方は、学習指導要領に基づく考え方ということで、このような対応をとらせていただいております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 学校安全計画の中に位置づけてやっているということですね。私は、防災教育についてですが、発達段階、例えば小さい子、それから小学生と中学生ありますけれども、発達段階に応じて的確な行動がとれるような体系的、系統的な整理したカリキュラムが必要だと思っております。つまり、小学校、中学校、9年間を通した体系的な防災教育、それが必要ではないかと思っております。災害時に自分の身を守ることは大前提、原則ですけれども、自分の身が確保されましたら、積極的に地域に貢献できるようにする。つまり、特に中学生ですけれども、人を助ける側に回るように指導する。共助の精神ですが、そういった共助の精神を培うことも必要ではないかと思っております。

こうした体系的な、系統的な防災教育、それをやっている学校というか市があるのですが、紹介したいと思っておりますけれども、埼玉県のさいたま市教育委員会なのですが、今年の3月に、災害時に児童生徒が自分の身を守る自助と、助ける側に回る共助が主体的にできることを目的にしました市独自の防災教育カリキュラムを策定しました。それを見ますと、小学校低学年、1年生と2年生、それから中学年、3年生、4年生、高学年、5年と6年生、それから中学生、それぞれ発達段階4つに分けて、それぞれに指導内容を設定しております。例えば、小学校低・中学年では、大人の指示に従うようにさせるということ。それから、高学年、これは自助ができて共助に努めることを目指すということです。中学生ですけれども、災害時における地域防災の重要な担い手ということで位置づけまして、住民との協力、それからボランティア活動、そういった実践力を身につけるための内容となっています。特に中学3年生ですが、災害時にできることといたしまして、例えば物資の配布、それから高齢者の手伝い、避難場所、もし設定した場合、その運営支援体験では、仮設トイレ、それからテントの設置、炊き出しなど、具体的なテーマが掲げられております。特に板倉町は、少子高齢化、今約25%ですか、そういった中で中学生の役割は大変大切であると思っております。こうした取り組みですけれども、小中学校9年間で系統的かつ体系的な防災教育のあり方、自助を大前提にしました共助を盛り込んだ防災教育、そういったシステムについてどうお考えか、お聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのご質問になりますが、カリキュラムという話になりますと、やはり学校の学習指導要領等にのっとって作成していくということになるかと思いますけれども、基本的には小学校の学習指導要領の中の防災教育という項目等があります。この中では、防災に関する指導を重要視すると。なおかつ学校の教育活動全体で、周り、家庭でありますとか地域の理解を得ながら、教科と特別活動を通じまして、発達の段階に応じて指導することが重要であるという指導内容となっております。確かに小学校から中学生まで統一した考え方、また場面、場面、年齢ごとの考え方、そういうものを統一するようなことは大変理想的だとは思っております。また、釜石の場合、先ほどお話がありましたけれども、

釜石の場合は漁業等に保護者等が昼間の間出てしまって、中間の時間ではそういう頼りになるといいますか、それは大人にかわって中学生である。だから、君たちが率先たる避難者として周りの人たちを助けなさいということで、片田先生からお話があったかと思います。その辺の地域的な事情等、いろいろ考慮することはあるかと思いますが、小、中連続というのはなかなか難しいと思いますが、特に小学校の中では年齢が6年間ということがありますので、それぞれ低学年、中学年、高学年、それぞれで何ができるかということは今後指導する中で十分に考えていくことが必要かと思います。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） そうしますと、今後それは十分に考えていくということなのだと思いますけれども、ちょっと話変わりますけれども、防災教育を進めるために、現在学校にはそういった安全教育担当の教師っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 教員の中で担当を決めて指導を行っております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） できれば、先ほどの発達段階に即したカリキュラムの関係ですけれども、一つの理想だといえば理想でしょうけれども、ただ現実的にいろんな全国の自治体で、そういった取り組みですか、始めていますので、当町におきましても、先ほどの防災関係の担当教師ですか、そういった人たちを中心に、できればいろいろ研究していただきたいなと思っております。その辺はどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 学校の教員の中で年間に何回かそういう情報交換もありますので、その辺を今後話し合いができるようになればいいなということで考えていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 次の質問ですが、災害時の対応マニュアルは整備されているのかという質問です。群馬県の教育委員会では、今年の5月ですけれども、学校災害対応マニュアルの改定をしています。群馬県のもは、地震災害を想定した災害対応マニュアルですけれども、各学校が地域の特性、それから学校の実情に応じたマニュアルを作成する際に活用してほしいということでつくったものです。それを見ますと、事前の危機管理、備えですね。それから、発生時の危機管理、命を守る。それから、事後の危機管理、立て直す、そういった3つに整理されております。それぞれ具体的に対応は示されておりますけれども、当町でそういった災害時の地震でも洪水でもいいのですけれども、できれば2つなのですが、そういった対応マニュアルは整備されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 板倉町でも、小中学校では災害時の対応についてどう行動するかということマニュアル化して学校に備えつけております。内容的には、全職員が声をかけ合ったりすること、また身元確認をすること、学校放送などを通じて児童生徒を安全に避難誘導することなどが主な内容となっ

ておりまして、いずれにしても、児童の安全を確認して、その後町の教育委員会や関係機関へ連絡するというような内容となっております。これらの内容については、教職員がそれぞれお互いに認識し合いまして、各教員の役割を自覚しながら、そのような場合に備えていくということでマニュアル化しております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 実際その辺はそれぞれ災害時の役割がありますので、それは徹底してほしいと思います。今後ですけれども、今町で地域防災計画、これは策定中です。いろいろ審議していると思います。それとの学校の災害対応マニュアル、それもできれば相関性ですか、関連性ありますので、その辺も今後いろいろ詰めていっていただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。いじめの問題です。いじめの問題につきましては、昨年の12月定例会で質問いたしました。その中で、町独自のいじめ防止条例をつくるお考えはないかということで質問したわけです。そのときの回答としまして、条例とか法的な部分を含め規制するなり子供たちの意識を変えていくという面では、今後検討していく価値は十分あるということで答弁いただきました。そのときにも私申したのですけれども、いじめ防止の条例化をすることで、自治体、それから学校、町民の責務を明確化することで、いじめそのものを社会全体で取り組むべき問題であると、そういった形で広く認識させる効果があると思っております。そのいじめ防止条例、そのときに検討していく価値は十分あるとおっしゃいましたので、現在その検討状況ですか、どう進捗しているか、お聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） お答えします。

この防止条例の件につきましては、お話がありましたように、荒井議員さんから昨年の12月議会で提案がありました。そのときに、今お話しのように、今後考えていく価値があるという答えをしたかと私自身認識しております。その後、いじめ防止条例について、全国で初めて制定しました岐阜県可児市の条例あるいは兵庫県小野市の条例を参考にさせていただきましたけれども、どちらの条例も、いじめの問題は教育委員会だけで考えるのではなく、町全体で幅広く対応して行動するための条例であると私自身思いました。結論としまして、板倉町にとっては大変示唆に富む内容でありました。しかし、実際に条例を制定するというところにつきましては、内容的にその後進捗状況はありません。検討段階までにまだ至っていないというのが現状です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） まだ要するに検討までしていないということですね。現在国レベルですけれども、今日の新聞にもありましたけれども、いじめ対策法、その成立に向けていろいろ審議されております。与党案、野党案があったわけですが、やっと折衷案ができて、今国会にそれを上げるのではないかと、そういう報道がありました。恐らく、そのいじめ対策法案ですけれども、それが成立後、国、地方自治体、学校に対しまして、いじめ対策の方針、それから計画をそれぞれつくるようになるのではないかと考えています。いじめの問題に限らずですけれども、ある問題が起きると、そのときはいろいろ騒ぐのですけれども、時間がたつにつれまして意識が薄れ、それがまた問題化するという繰り返しが見られます。その繰り返しを防ぐためにも、町独自の条例化も一つの解決への手段だと思っております。正直言いまして、今国の段階で

いじめ対策法案ですか、これから審議されますので、その成立、具体的な内容、これから出てくると思えますけれども、それを注視しながら、今後町の条例化、独自の。それも検討していくということでも、現時点でいいかなという感じがしています。そのことについてはどうお思いでしょうか、国の動向と絡めて。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私も同じような答えになりますけれども、今ある概念といいますか、いじめの防止の考え方あるいは各機関との連携、そういったものを強めていくというような形で推進していくのかなと思いますけれども、条例化につきましては検討の余地はもちろんあると思っています。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 次の質問に移ります。

今年度の防止対策について質問いたします。今年度に計画されていますいじめ防止対策、県事業も含めてですけれども、何かありましたらお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 学校だけではいじめ問題は解決につながらないということで、ちょうどこの時期、子供たちは社会の中で育っていますけれども、基礎となる家庭あるいは地域、学校の3者ということで、非常に時間をかけて続けていくことが重要なわけです。今年いじめ防止対策事業ということで、群馬県で、子供たち自身の手による、考え方による事業を計画しています。内容としましては、一斉のアンケートから始まりまして、今月ですけれども、県内12ブロックごとの「いじめ防止フォーラム」、こういったものを開くと。これは画期的なことだと思いますし、また8月には「いじめ防止サミット」、これを子供たちの手で開くということで、もちろんその裏には教師の指導が入っておりますけれども、子供たちが自分たちの意見を出し合って、改善策を学校に持ち帰って、そして最終的には年度末になりますけれども、「いじめ防止子ども会議」を開いて、そして何らかの宣言をするというようなところまで持っていきたいということです。

こういう形にのっとりまして、板倉町でも過日アンケートを実施しまして、いろんな意見がありました。家庭教育の重要性が一番のものですけれども、他人の考えや意見をよく聞くことが重要だと、そういったものもありました。あるいは子供たちとの話し合いを多く持って、聞いてもらえるような環境等も必要だということで、いろんなお話が書かれていまして、私自身も再認識することで今後につなげていきたいと思った次第です。今ある組織を、環境を活用できたらと考えておりますけれども、民生児童委員さん、あるいは人権擁護委員さん、あるいは区長会の皆さん、あるいは少年スポーツの指導員の方々、そういう分野にも声をかけて進めていければいいかなと思っています。具体的には、またこれからいろいろ進めていくわけですが、県の方針に基づいて、それにのったという形で、町でもそういう子供たちの動きというものがあります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 県で予定されている防止対策事業、フォーラムとかサミットということですが、問題は、そういった県の事業、では板倉町の防止対策にその成果とか効果、そういったものをどう生

かしていくかというのが問題だと思います。最終的に、その県のを見ますと、各学校ごとに防止計画を作成するという一文が入っているのですが、恐らく防止計画を作成すると思うのですが、その作成に当たりまして、例えば家庭、学校、地域社会の連携が必要だということがありますので、保護者とか地域の代表者、そういった方たちを加えて学校の現場と一緒に、もしつくるということになればですけども、そういった計画を作成していく、今の時点で結構なのですが、お考えあるでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 現時点では、まだそれは考えておりませんが、各学校そのもの、22年度から、以来も含めて対策マニュアル等ありますので、それを基本として考えていくことになるのかなと思っています。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 次に、いじめの防止につきましては、学校、家庭、地域との連携が至って大切だと思っています。文部科学省ですけども、地域住民や保護者などが学校づくりに参画するコミュニティ・スクールを推進しています。これは現在行われています政府の教育再生実行会議でありますけれども、その中でもいじめに向き合う体制をつくるため、このコミュニティ・スクールの導入を積極的に進めております。全国の指定校の数を見ますと、最近のデータですが、全国で、小学校、中学校合わせまして1,491校あります。群馬県では、高崎市と伊勢崎市、小学校、中学校合わせて8校が指定を受けています。これは開かれた学校づくり、あるいは教職員と地域の大人が共同で教育を推進する、私はいい仕組みだと思っていますので、これを今後取り組む価値はあると思うのか、もしくはさらに先進地がありますので、そういったところを研究して、今後やっていく方向なのか、まずその辺の方向性をお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのご質問の中で、コミュニティ・スクールということなのですが、なかなか言葉だけ聞くとわかりにくいかと思いますが、文科省では、地域とともにある学校づくりという言い方をしているかと思っています。この関係が出てきた背景としましては、何年か前に教育基本法が改正になりまして、その中の第13条に当たりますが、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」ということがうたわれております。これに基づきまして、群馬県では「はばたけ群馬プラン」というものが作成されまして、その中で学校と地域等の連携を目指すということがうたわれております。現在それを実行するためにということで、群馬県内全ての学校には、「学校支援センター」という名目になりますが、こういうものを設置しまして、学校に地域の教育力を取り入れるという活動を実際に行っております。これは新たに始まったことなのですが、その前を考えますと、社会教育の中で学社連携、学社融合ということで、お互いに学校をつくり、子供たちを育てていきたいと思いますという活動があったかと思っています。このようなことを考えますと、学校だけでは当然今のこの世の中のいろんな対応をするのは難しくなっておりますので、地域力をどれだけ学校の教育の中に生かせるかということで、現在学校に設置されております学校支援センターへの協力を何らかの形で、特に公民館活動を通じたような、その成果を反映させるとか人を紹介するとか、そのような形で学校への取り組みをできればいいなと考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） いじめにかかわれる開かれた学校という意味で、学校と家庭と地域の連携というのは、これから本当に重要な課題だと思っています。学校支援センターの話が出ましたけれども、その中で今後の課題でしょうけれども、地域の力をいかに生かせるかということで、積極的に、いろんな意味で展開していただきたいと思いますと思っています。できれば、そのコミュニティ・スクール、群馬県では高崎と伊勢崎、これ実際やっておりますので、そういったところも実際に具体的にどんなふうに展開しているか、そういった部分もできれば視察するなり情報を取り入れるなり、いろいろ今後取り組んでいただきたいと思いますと思っています。

最後の質問になります。渡良瀬遊水地の利活用、重要文化的景観も含めてですけれども、まずラムサール条約登録の渡良瀬遊水地の利活用などについて、改めて質問いたします。これ通告にはなかったのですが、昨年の12月議会で、遊水地に関係する関係市町村4市2町、連絡協議会の発足についてお聞きしましたら、今年の3月に協議会ができるという話でした。実際に設立されたのかお尋ねいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 議員ご質問の渡良瀬遊水地利活用協議会の関係でございますが、予定では3月中に発足するという予定でしたが、その後のいろんな協議の中で、今まだ協議中という段階でございます。今年の夏ごろを目安に、渡良瀬遊水地保全利活用協議会を立ち上げるというような、事務局レベルではそういったことの計画になっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） わかりました。次の質問に移ります。

渡良瀬遊水地の利活用、重要文化的景観も含めて、今までもいろんな方法でやっていると思いますけれども、町内外への情報発信、イベントも含めてですけれども、イベントも重要な情報発信です。そういったものは今年度どのように展開していくのか、もし計画あるいは考えているものがありましたらお聞かせください。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、答弁させていただきます。

具体的なイベントというようなことは、現在のところまだ確定はしておりませんが、推進体制ということでございます。基本的に、3月のご質問のときもございましたが、具体的な推進体制はどう考えているのかということもございまして、渡良瀬遊水地を含めた重要文化的景観の利活用、こちらについては現在庁内の関係課局を集めて調整会議を既に数回開催しております。今後の具体的な利活用策として、推進体制の整備を含め、現在検討しているという状況でございます。この検討の方向としましては、まず庁内、役場内において、担当課局の枠にとらわれない、幅広いアイデアが集められるように募集したいと。凝り固まった考えというわけではないのですが、さまざまな意見を持った職員を募りまして、まず素案を作成できればと考えております。そして、その素案をたたき台としまして、商工会、それから県等の協力を得ながら、あわせて

関係団体、それから民間企業、それと外部の有識者など、専門的な見地からの意見を反映させつつ、観光面、それから歴史、環境学習面など多面的で、かつ具体性の高い利用案をつくっていければと考えております。もちろん、この事務局としましては、企画財政、それから教育委員会、産業振興課というものが中心になって進めていく方向でございます。

具体的にという話でございますので、この取り組みはできれば初会議を7月中に行って、秋口、9月末ぐらいまでに何らかの形の報告ができればということで進めていきたいと考えておりますので、この中でまた議員各位のご協力もいただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 遊水地の利活用につきまして、重要文化的景観も含めて現在調整会議を開催しているということですが、その中で素案を作成してやっていくということですね。その利活用につきましては、先ほど申しました4市2町の連絡協議会、それでできるものと、これはこれから設立でしょうから、設立後にいろんな計画立てるでしょうから、それから板倉町単独でできるものがあると思っています。これについては、調整会議の中でいろいろ詰めるのでしょうけれども、これは提案ですが、渡良瀬遊水地につきましては、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議というのがあります。これ現在、全国で53市町村加盟しています。できれば、こういった市町村会議、そういったところに加盟して、いろんな意味で情報交換、そういったものができるというメリットがあると思っています。

それから、イベントも重要な情報発信ですので、これも恐らく調整会議の中で検討してもらえればいいのですが、ラムサールに関係する市町村を幾つか集めてサミットとか、それからシンポジウム、そういったものを開催するとか、あくまで板倉町をメインにしまして、渡良瀬遊水地を全国へ発信するということが必要だと思っています。特にその中でも、先ほどの市町村会議の加盟と、それからサミット、それを全国へ発信するには大いに効果があると思っていますけれども、そういった計画については今後詰めていくのしょうけれども、今の提案ですが、どんなふうにお考えか、感想でも結構です。お聞かせください。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 先ほど議員の質問の中に全国のラムサール登録されている湿地関係市町村の会議があるということ、これは本町におきましても今年加入しております。全国の、特に北海道等が多いのですが、そういった会には加盟しております。ただ、先ほどのサミットとか、そういうのも年に数回、全国の市町村の協議会で開催されているというような情報もありますけれども、渡良瀬遊水地が難しいのは4県にまたがっているということが1つ。4県、4市2町ですね、栃木、加須、古河、小山と野木と板倉町というような、広域的に広がっているということが1つ、そういったサミットとか、いろんな大きな会議を開くときにはネックなのかなと思いますけれども、いずれにしましてもたまたま渡良瀬遊水地保全利活用協議会が立ち上がろうとしておりますので、それらもその協議会でこれから対応していくのかなというような感覚は持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 先ほど推進体制の話が出ました。調整会議を開催して、これは募集するというのは役場職員の中から、本当にやる気のある人間ではないけれども、希望する人間を募集するという事なのでしょうけれども、1つのプロジェクトだと思うのですが、遊水地の利活用につきましては、昨年の12月議会でこの関係を質問しましたけれども、そのときに町長にお聞きしたのですが、町長の答弁の中で、3年ぐらいのスパンで方向性を定めていくのが、より現実的であるだろうという話がありました。では、その3年のスパンで方向性を定めていくという形ですけれども、ではどうやっていくかというのが問題だと思います。3年であれば、3年の戦略的な短期計画、平地観光全て含めてですけれども、そういったものをつくるべきであると思っております。それを今回の調整会議の中でつくっていくのか、もしくはその必要性がないといえばそこまでですけれども、もし必要性があるとすれば、どういった形でそういった計画を作成していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 非常に難しい問題だと思っております。しかも、単独でPRしながら利活用を図っていく面と4市2町でということであります。あるいは4市2町ではなくて、2市1町、こちら側と向こう側という考え方。例えば、ラムサール何とか、遊水地花火大会を再開しようではないかという栃木市からの呼びかけも現実論としてはありますが、これについては加須市は必要ないとか、あるいはEポータ的なものを、とりあえず今やっているものをイベント的なもので発信していこうという考え方に立つと、Eポータ的なものをもう少し大々的に、要は人を寄せるということと、宣伝するということとラムサールあるいは重要文化的景観というものを結びつけていくということを考えてときに、Eポータという種火があるのだから、それを大々的にもっとやろうと言うと、古河、小山、野木が、やっていただければ参加はしますと。主催者にはなりたくないみたいな返事が来たり、非常にそういう意味での難しさも1つ。4市2町、周辺自治体でやることについては難しさを感じながら、ただいま申し上げましたような協議会が、今度は正式に発足しますので、その中で共通でやるもの、あるいはその中に抜けているものがあれば、それは町単独ですくい上げるべきものがあるのかどうか等も含めて、とりあえず推移をもう少し見たいということです。

先ほど言った町の検討会議的なものについて、注文をつけておりますのは、結果的にはやはり議論をしていただきたいと。それには議員さんなんか名案があれば議会としてぜひ、二元代表制ですから、ぜひ議会は議会で毎日寄っていただいて、結構給料ももらっているのですから、皆さんもやっていただきたいと思うのです。我々も一生懸命やりますけれども。そういう形の中で、やはり口だけで町民一体となってと言うよりも、実質そういうリーダーシップをとるのは我々自治体とあとは議会だと思うのです。そういう意味で、とりあえず役場は役場の中で希望者がいれば希望者も募り、担当課が目を変えて何回か協議をしてみろというのが、現在そういうことでありまして、結果として名案が出ないとか、名案が出たとか、それはこだわらないということで、とりあえずプログラムとか、いわゆる紙に書いたものばかりやっていないで、実際に寄って活動し始めよということで指令を出しております。

そういうことも含めて、3年ぐらいの間に、この間はスペーシアがとまって、これは前にもお話ししましたが、現在のところ1便、2名か3名きり板倉駅にはおらない。では、それをどうのこうのといったって、

手の打ちようが今のところないですし、東洋大の駅にラムサールの該当地ということで一番近いですよみたいな意味で、いわゆる横断幕も垂れさせましたが、そういったもろもろ多方面から分析をしながら、過去に板倉町を踏まえた周遊の観光コースも既にはとバスに売り込んでございます。でも、残念ながら応募がないという経緯もありまして、非常に口で言うは易く行うは難しという難しさの中に加えて、極端に言うともニアチック的な方のみがリピーターになる可能性はあるのですが、一般論とすると、そんなに短絡的に騒ぐほどの観光地化というのは難しいだろうというのは、議会さんも近江八幡市のラムサール重要文化的景観も含めてしっかりと研修なされた結果として、そういう報告も上がっていると思いますので、ともに真剣に考えてまいりたいということで、3年ぐらいたつとめども立つのかな、あるいはもう少し、これではやはりだめだということになるのか、私も五里霧中でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 先ほどの推進体制の中で、今後調整会議の中でいろいろ素案を作成していくということですが、特に外部の有識者を加えるという考えもあるそうですけれども、できれば外部の有識者というより、やはり物事をやる場合は、外からの目の視点、目線といいますか、そういったものもかなり重要だと思いますので、せっかく東洋大があるわけですから、東洋大の学生ですか、もし協力できるなら、東洋大の学生にも協力依頼をしてもいいのではないかと、そんな感じがしています。やはりいろんなイベントにしても、何にしても先進的な事例の中には、仕掛け人というか、先導してやる人やグループがいます。ですから、そういった形で、本当に積極的に展開して行ってほしいと思います。

では、先ほどの調整会議の中で、学生に協力してもらおうという、一応提案ですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） ご提案としてまず受けとめて、検討したいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。時間が経過しております。

○3番（荒井英世君） わかりました。では、一応ラムサール条約登録という看板を板倉町がどう使うか、この辺につきましては先ほど町長がおっしゃいましたけれども、我々も一緒に考えていきたいと思います。その辺で今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休 憩 （午後 0時26分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、今村好市君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[2番(今村好市君)登壇]

○2番(今村好市君) 午後のお疲れのところ恐縮ですが、質問をしたいと思います。今日は、私の住んでいる15区の長寿会のサロンの皆さんに傍聴していただくということで、少し緊張しておりますが、1時間しっかりとした議論ができるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

町の基幹産業である農業振興、これはなかなか国においても県においても難しい課題かなと思います。そういう中ではありますが、今回農業振興について1点目は質問させていただきます。

続いて、子育て支援、これも今国が制度を新しくして、これから市町村を含めて子育て支援、どうあるべきかということで議論がこれからなされていくわけですが、その先立って子育て支援についての質問もさせていただきます。

続いてですが、今町長が健康で明るいまちづくり、安全安心なまちづくりを基本としておりますので、その中で何といたっても医療に対する予防、介護に対する予防、これが非常に大事な時期に来ております。後で話をしたいと思いますが、年々医療費、介護費については板倉町においても莫大な予算を計上しておりますので、それが何らかの形でしっかり予防ができることによって、財政的にも税金をほかのところにしっかり使えるということもありますので、その辺議論させていただいて、町民の福祉の向上または産業の振興に少しでもお役に立てばということで今回質問を行います。

まず最初に、町の基幹産業である農業振興、この関係でございますが、農業振興、現状を見てみますと、農業従事者、経営者も含めてですが、非常に高齢化しております。当板倉町においても、今農業を中心でやっている方々は大体60歳から70歳ぐらいの間ということで、非常に高齢化が進んでいる状況が現実でございます。これは全国的な傾向かなと思います。それと、農業後継者、これからもうかる農業をいかにやっていくかということもあるのですが、なかなか農業後継者、それに新規就農者が育ってこない。それは産業として欠陥があるからということもあるのしょうけれども、これも大きな課題かなと思っております。それに一層追い打ちをかけるように、農業資材が近年高騰しております。石油製品、それと施設園芸のさまざまな農業資材、肥料も含めて高騰傾向にあります。それと、最近になって自民党政権になって具体的にTPPの参加による農業、農産物への影響、こういうものについても不透明なところが多々ありますが、そういう農業の現実の中で、しっかりもうかる農業をやっている農業者も群馬県内、もしくは板倉町においてもいると判断しております。そういう中で、国の重要施策についても、いろんな情報を町は常に情報をキャッチして、板倉の産業である農業をどう取り組んでいくかということに知恵を出しているのかなと思います。

そこで、2期目の栗原町長の公約にありますもうかる農業の取り組み、これは公約の中では先進地を積極的に視察して、もうかる農業への取り組みのきっかけをつくるということかなと理解しております。それと、産業の振興の中では、東洋大学との連携、農業の連携についても公約として挙げてきております。東洋大学も食と健康の学科が増えておりますので、まさに生命科学だけではなくて、農業の分野、食に関しても非常に、場合によっては一緒に研究もしくは実践できる環境が整ってきたのかなと思っております。そういう中で、町長は常日ごろ担当者に対して、もうかる農業の取り組みを実際やっているところの視察について指示しているという話がありますが、現実的に今年度については、どういう対象者、いわゆる公募で、農業者に対して公募で視察の対象者を選ぶのか。視察先については、板倉の農業を検討した上で、どういうところに

視察へ行くことがいいのか、視察場所。その経費はどうするのか。行ってきて、視察をただして終わったということでは、もうかる農業へつながらないと思いますので、その後どういう取り組みを具体的にやっていくのか。これは最初に町長の所見を、具体的なもので結構ですから、お願いができればと思っております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速答弁させていただきたいと思えます。

私の公約に、なぜもうかる農業の取り組みを推進しなければと、そういう意味でもうかる農業を推進したいというように公約に掲げてあるわけですが、きっとここに、後ろのほうにいらっしゃる先輩方も多分昭和30年代からずっと今日までを振り返るとおわかりのように、またただいま今村議員さんが述べられたような中にも入っているわけですが、その当時でもキュウリ1本20円したわけでありましたが、いわゆる価格は据え置き、もしくは低迷、長期低落傾向、しかし生産資材は、私が農業を始めたころは、ドラム缶1本200リッターで1,200円、今は1万5,000円を超えるというような、そういう状況を見ますときに、しかも後継者もどんどん減る、あるいは高齢化ということを総合的に見たときにどうしても、私自身も農業出身でありますので、年々厳しい状況になってきているのかなと、それを如実に物語るのがそういった現象だろうと考えてきたところであります。

しかし、そうはいつでも、片やほんの一握りかもしれませぬし、知恵を使い、あるいは新しい分野に打って出るとか、いろんな、これは農業分野の中の新しい分野という意味ですが、いろんな工夫をしながら、苦しい中でも、それなりの勝ち組みたいな農家もあるということも事実であります。そういった意味で、なおかつ加えて、非常に後継者が減少しているということは、前にも申し上げましたが、活気が全く見てない状況に見受けております。というのは、一昔前であれば、ここに小林栄一さんなどもおられますが、ちょっと寄れば、ではキュウリの種屋へ自主的に行って研修してこようとか、肥料屋さんに行って、お茶飲み話でいい話を聞いてこようとか、積極的にみずから自分の経営の情報を得ようというような、そういう活気があったのです。加えて、農協さん等主催の研修旅行も踏まえ、いろんな意味で活力もあったわけですが、農業人口が減少し、後継者がさらに一握りになってきた中で、そういう意味での活気もなくなってきているということも含め、やはりこういう時代に入れば入るほど団結力をさらに強め、なおかつ研修も、勉強、視察も含めて、余計必要なのだろうと思っているわけでありまして。そういった機会さえ少なくなってくるということも含め、とりあえず先進地でも見ていただいて、勉強する機会をつくり、同僚同士が寄って真剣に話し合ったり、そういった機会が必要であろうと私は考えるのですが、果たして当事者の若い農業者の皆さんはどう考えるかわかりません。

過去に一度就任してから、我が町に富士食品さんがございます。富士食品さんが自分の会社の業務拡大も含め、地元でお世話になっている関係上、地元にも強力に還元したいと、会社の利益を。富士食品さんは種子島、あちらのほうから、例えばニンジン空輸している。婦恋村から一時期ですが、他産地に全て頼って今日を築いているのだが、全部考えてみれば、この板倉町で周年1年間とは言いませんが、できるものばかりが私は、飛行機代まで払って、だから町長、あなたも農家出身なのだろうから真剣に対応せよということで、青年たちを集めて、あれは何年前、3年前か。富士食品さんの圃場も含めて視察に参った経緯もございます。しかし、それをさらに発展させようという流れの中で、いろいろ障害がありまして、それでは食品さ

んのノウハウで、どういうノウハウですのかとか、いろいろ技術的なものも含めて面倒を見てもらわないと、今日までキュウリ、明日からばさっと富士食品さんへシフトがえするというわけにはいかないだろうということを考えてときに、当時小森谷議員さんに、とりせんの富士食品さんとの付き合いもあった関係で、小森谷さんを連れてこいというようなことで、行って、そういった交渉まで実はした経緯などもございます。

いずれにしても、そういったことで、やはり一つはもうかっている、あるいは違った考え方でイメージを変えて取り組んでいるのだということを見てもらうことも一つのきっかけですが、そういうことにつながればということでもあります。

それから、ご承知のように、今基本的には農業も含めて全ての企業がコストの削減、これは農家でいえば面積の拡大あるいは機械化、共同、そういうことにもなるでしょうし、あるいは栽培のノウハウ、農業に置きかえれば、これは会社でいう技術革新になるでしょうし、あるいはどの会社も今盛んにアベノミクスでも求められていますが、新しい成長性分野戦略、それは農家でいえば6次産業化、要するに一手に自分でつくったものを出荷まで、加工したり、そういった手を加え、過去は自分は生産するだけだけれども、その先の加工や売れ筋の商品に仕上げるためには全部相手にお任せしていたものを、できるだけ収益を自分のところへ集中するということでの6次産業化とか、あるいは東洋大学等にもお願いもしておりますが、新品種の開発、これらについてはまさに企業についても常にこの4つは最低やっているわけでありまして。そういう面で、コストダウンでいえば、例えば南地区の土地改良事業の推進とか、そういったものも当然やっていかななくてはなりませんし、技術の向上等については、どうしてもこれは本人の意欲がなければできません。加えて、販売とか利益というもの、販売、6次産業化ですね、そういった今まで経験のない当町の農家にとっては、そういうものはやはり見たり聞いたりしてもらうこと以外にないということも踏まえ、果たして実効性はどれだけあるかは別にして、非常に難しい農業の将来を考えるときに、何らかの手を打たなければならないということで、先進地の視察等も含めということでもあります。

では、先進地の視察等はどういう形でということではありますが、1つは過去にそういう企業と行政が癒着と言われるのは非常に困るということで当時あったのですが、何で板倉町はコスモスをあんなに20町も50町もつくっていて、ばかものかと、町長はと。それは私のことも言ったかもしれませんが、前町長のことも含めて、富士食品の社長さんあたりは、こんないい土地を、コスモスなんかつくって、しかも経費をかけて、人様をただ楽しませるだけで、なぜ板倉町は農業を育てないのだという、そういうある意味での、いわゆる第三者から見た板倉農業に対する批判等もしっかりと受けとめながら、ただ一つの会社さんと町という問題をどこまで発展させるかということも含め難しい問題もあります。ということで、いずれにしてもそういう研修あるいは視察先への検討も既に3年も前からしております。今回、それは検討させておりますが、窓口は民間の方になるのか、あるいはどうかわかりませんが、いずれにしても誰が見てもすばらしい農業経営をしているというものを既にリストアップさせてもらっています。

今板倉町はキュウリでありますから、キュウリも一つの候補にもなるでしょうし、あるいは今の現状だけで満足するわけにはいきませんから、その技術アップだけでも、ということで、2日間ぐらいに分けて2カ所ずつぐらい、相手の都合もあるし、こちらの生産者の都合もあります。普通、企業感覚でいくと、自分が望むものあるいは目指すものに対しては、何を捨てても相手のスケジュールに合わせるというのが企業感覚なのです。だけれども、今までの板倉町の農家も含めて、そういう自分に実になるかもしれないけ

れども、そんな勉強的なものは、いわゆる将来の投資的なものは、忙しい時期ではだめだと。7月、8月あるいは12月とか限定をされてしまいます。そのときは比較的全国的に見て、向こうの受け入れ先が最も少ないところという、非常に問題、時期というところもありまして、非常に難しさもあるのですが、そういったところで9月か10月、年内に、12月までに2回ぐらい募集をして、やってみなさいというようなことで指示をして、近々候補と交渉に入れると思っております。

そういうことで、一つは民間の資材屋さんが区長を経験し、町の農業政策に貢献したいと。自分の営業ではないですよということで勤めてくれるものですから。では視察先はどういうところがあるのですかという、そういった手法で探っています。あとは、普及所とか、いわゆる公的な関係も含めてということで、そういった形をできれば実施したいと思っております。

それから、土地改良とか、いろんな面については、これもやるのが理想だということはみんなわかっているのですが、多分現状に入ると、どうせ俺んちは農家はもう終わりなのだと。だから、人に貸すために何で土地改良を自分の費用でやらなくてはならないかとか、いろんな障害があろうかと思いますが、やはり乗り越えていただいて、そういった、要するに環境整備を整えていくということも含めて推進していきたい。それがやがては、遠い道のりかもしれませんが、もうかる農業につながっていくのだろう、あるいは意欲のある人に生き残れる農業の示唆になるのではないかと考えております。

以上。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） では、今年度中に2回ほど、先ほどの話だと公募して、意欲のある人を募って視察に行くということで理解してよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○2番（今村好市君） それでは、次から担当者に幾つか質問させていただきます。今町長が話をした先進地視察や情報交換というのは、やはり自分の地域をもう一度、そういうところへ行って見ることによって、見直したり再発見をするというのが視察の大きな目的の中にあると思うのです。だから、類似した、板倉で経営が可能というような水田地帯であり、施設園芸地帯であり、ほかの作物に転換をすれば、どういものが可能かという、そういう一つ絞って視察もきちんとやるべきかなと思うのですが、今の時点で担当課の考え方、どうなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長（山口秀雄君）登壇〕

○産業振興課長（山口秀雄君） ただいまの研修の関係でございます。こちらは町長から指示をいただきまして、研修先を詰めている状況ですけれども、基本的に研修先としましては、やはりもうかって継続している団体、当然そういう形になると思います。基本的には、もうそれぞれが相当努力して、もうかる農業を実践しているということになりますので、ただこれは例えば板倉町に合ったキュウリの関係、こちらは年間を通して栽培しているという法人もありますし、もしくは畑、畑作については、板倉はもちろん水田地帯でありますけれども、これから継続して農業を行っていく上では、畑作物というのがこれから期待されるものかなと私は考えておまして、これを年間を通して作付する。1作ではなく、数種類を作付できるような体制、そうなってくると個人という形ではなくて、法人というような組織になるかと思いますが、そういう先進的

な事例を選んで研修できればと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） そういうことが具体的に実際に動いていかないと、なかなか進んでいかないというのが現実だと思います。

次に、先ほど町長から話がありました、今回の成長戦略の中にもある、いわゆる6次産業の考え方、それと日本農業の活路の一つとして言われていることが、食品産業との連携というのが一つ言われております。一体的な農産物を付加価値をつけてきちんと売るよという、そういう6次産業と、いわゆる食品産業、板倉で先ほど言いました富士食品だとか、今度は板倉ニュータウンの産業用地の中に誘致しました食品産業、もしくはこの近辺においては非常に水がいいということもありまして、食品産業が立地しております。そういう食品産業と農業との連携をこれから模索していく必要もあるのかなと。市場の価格に左右されない農産物の販売ということで、一定の目安がつけば、これはもうかるか、もうからないかというのが判断できますので、そういう取り組みについて事務局はどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 食品産業、板倉町の場合は実質的には、今イトアンド社さんがありますし、先ほど町長からありましたけれども、モヤシの工場等あります。基本的には、そういう会社が求めているものというのは、ほとんどが板倉町の会社の場合は野菜になってくるとは思いますが、これは基本的に企業として求めるということでは、営業活動の中である程度きちっと決められた量、決められた品質、それを決められた時期にというような形の当然要件が出てきます。それに対応するために、まず体制をつくらなくてはいけないということがありますので、そうなりますと、ある程度大規模化というような形で方向を検討していかなければと思っております。その食品産業についても、実際に何回か相談しております。イトアンド社さんにしましてもしておりますが、やはり一番は量、質、それから時期というようなところで、今のところまだ対応が即できる状態ではないという状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 例えば、イトアンド社については、ニラとかキャベツ、これも時期的な問題もあるのですが、そういったものを、生産をするときにそちらで受け入れてもらえるかどうかとか、富士食品さんについては、相当な種類、20種類ぐらいについて、つくればどんどん引き取るとは言っているのです。だけれども、ではそれに対してノウハウはどうですかとか、いろいろ水面下で交渉した経緯もあるのですが、いずれにしてもそういった民間の、いわゆる食関係の会社がここには、そのほかもちろん館林へ行けば小麦の関係もありますし、いわゆる大和屋精麦とか、全て食品関係の会社であるわけでありまして、それに対応できる農業が果たして構築できるのかどうか、あるいはどのくらいの量を安定供給を求めているのかどうかという、そういうマッチングが果たして可能かどうかも含め、相手の要望に対してこちらはそういった受け答えを、常に会話を通して模索を、また逆に会社さんからすれば、地元を大事にしたいというのは、みんななどの企業もそういう姿勢を持っておりますので、対応しております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） こういう企業との連携になると、一担い手が、さっき言ったように量の問題とか質の問題で対応できるかという、なかなか難しい。そういうことを考えると、これから法人化というのが非常に大事になってくるのかなと思います。町の農政を進める上、もしくは農業関係経済団体である農協、こういう人たちが企業と接点をきちんと持って、担い手の指導、もしくは農業生産法人等の指導も含めて、きちんと体系をつくっていくと。これも大変なのだと思うのですが、少しずつそういう体系をつくっていかないと、なかなか農業も次の展開が難しいと思いますので、後継者が少し夢が持てて、農業を継いでみるかなという、他産業から戻ってくるぐらいの、場合によっては農業の取り組みを少しずつで結構ですから、やっていただくことがいいのかなと思います。

もうかる農業の提案なのですが、1つ提案させていただきます。視察に行って終わりということではなくて、先ほど町長が話したとおり、年間を通して、ぜひ農業塾みたいな形で、近くにも成功した事例の人もいっぱいいるだろうし、実践している人もいっぱいいるだろうと思うのです。こちらから出かけていくことも必要なのですが、町で1年間、例えば1カ月に1回とか2回とか、そういうしっかりとした指導者なり実践者を呼んで、10人でも5人でも結構ですから、少し意欲のある人たちを集めて、1年間を通してやってみると。それについては、例えば分野に多少分けても構わないと思うのですが、やはり視察で終わることではなくて、それが実際に経営として成り立つような、そういう1年間を通して、2年でも構わないのですが、そういう農業塾的なものをしっかり構築していったほうが、私は地道であるけれども、もうかる農業もしくは農業後継者が育っていくきっかけになるのかなと思いますので、その辺も考慮しながら今後進めていただきたいと思います。町長、その辺どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まさにおっしゃるとおりかなと思っております。ついこの間も課長にそういう話もさせてもらったのですが、俗に言う視察へ行って、夜宴会やって終わりみたいなパターンではだめだよと。最低一定の期間、やはり継続的にやって、基本的には入りはこれだけれども、最終的にはみずから勉強をし、やっていくのだという者に対して明るい材料を与えていくという長期的なスパンで考えるべきであるという話もしてございますので、特に後段の農業塾的なもの、身近な人を講師にしたり、近隣から、そんな大したお金もかからないだろうと思っています。何よりやってみることが重要だと。農政審議会、この間も議論したのですが、各分野の代表者を一堂に集めて、何度会議をぶたつて、農業振興にはならないよと。要するに、まずやることから始めよということで、ちょっと口が酸っぱくなるぐらい課長にも言うておりますので、ぜひ今の今村議員の内容をさらに確認しながら進めてみたいと思っています。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ぜひお願いいたします。

次に、耕作放棄地の問題についてお願いしたいと思います。これは事務局でいいと思いますが、現在町の耕作放棄地の面積と、それに対する耕作放棄地解消もしくは再利用も含めてですが、どんなことを町は指導してやっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、耕作放棄地の対策について答弁させていただきたいと思います。

耕作放棄地が町でどれくらいかということでありまして、基本的に耕作放棄地については全国的にももちろん多くなっているという状況でありまして、ただこの理由ですか、なぜ耕作が放棄されているかという理由の中に、やはり大きなものとしては高齢化、それから労働力不足、これがかかなり大きいということと、もう一つ、地域内に引き受け手がなくなってきていると。以前はやはり耕作がなされなくなったという状況でありまして、例えば隣についている人だとか近くの人だとかがそこを耕作して、ある程度継続されていたというような状況でありまして、最近は隣についている人ももう手いっぱい、そこまでできないよと。ほかに募っても、距離が遠くてだめだというような状況で多くなっているということがございます。

耕作放棄地という定義は、実は以前耕作地であったというものについて、過去1年以上作物が栽培されず、しかもこれから数年の間に再び耕作される考えのない土地と。これは定義なのですが、そういうことになっておりまして、ただ町で農業委員会が毎年調査をしているというものにつきましては、言い方は遊休農地という捉え方をしておりまして、この遊休農地の実態調査というものを実施しています。この遊休農地というのは、現在耕作されていないと。かつ引き続き耕作の目的に使われる見込みがない土地というようなこととなりますので、これが耕作放棄地よりも遊休農地のほうが広い範囲を示しているということなのですが、この遊休農地の面積が23年度については18.1ヘクタールという面積でございました。24年、昨年実施しました結果が約21ヘクタールということになっておりますので、約3ヘクタールこれが増加しているという状況であります。数字的に見ますと、各地区東西南北見ておりますが、南地区と西地区がちょっと多目に増えてきているという状況になっております。内容については、やはり田んぼのど真ん中というのはまだ少ないのですが、小面積だとか、あとは屋敷周りとか、そういう耕作するのにちょっと支障があるなというところから遊休農地化しているというのが現状でございます。

この対策ということですが、農業委員さんがこういう形で毎年1回見ているということとあわせて、それぞれ農地のパトロールをしながら、これも隔月に現状を見ております。そういう中で、1つは、なぜそこが放棄されたかというような理由と、それから所有者がこれからどういうふうにご利用したいかというような内容をこれからよく聞き取り調査をして、まとめて、その意向に沿って国庫の事業でありますけれども、経営所得安定対策、再生利用交付金というような交付金もございます。また、人・農地プランの農地の集積支援、そういうものを利用して耕作の再開を目指すという指導をしていきたいと思っております。

それともう一つは、耕作放棄地を含めた、例えば交換分合事業、交換分合という一種の土地改良事業ですが、そういう土地改良事業とか、それから畦畔を撤去することによって区域を大きくするという、これは低額のこういう事業もあります。これらは比較的農家負担が少ない事業ということでありまして、こういうものを積極的に利用して、耕作放棄地の解消と、それから新たな発生を抑制できればと考えております。ただ、いかんせん、先ほど申し上げました宅地周りとか、小面積というのは非常にこれが厄介なところでございまして、この辺がこれからの重要な課題になるのかなと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 耕作放棄地については、所有権が個人にあるためになかなか農協も町も手を出しづ

らいという現状がありまして、相対でうまく貸し借りが成立すれば耕作放棄地にならず、耕作が続けられるということもあるのでしょうかけれども、現実の問題としてなかなかそういう状況にない場合が多いということもありますので、ぜひ農業委員会も町も、耕作放棄地のあっせんも含めて、国の対策事業である再利用、いったん耕作放棄地になってしまったところを国の補助金をいただいて再利用できるような場所があったら積極的にやって、地主と相談しながら、中核農家、担い手農家等に積極的に話をしていくと。これもなかなか難しいのでしょうかけれども、やらないことよりはやったほうがいいだろうと。もしつくれなくなった場合においては、誰に相談をすればいいのかという、相談する相手さえなかなか見つからない状況ですので、そういう農地相談員みたいなものも、あるのでしょうかけれども、もっとしっかりとPRして、もしそういう土地が出てきたらどうするかねというのを常に考えておく必要があるのかなと。耕作放棄地については、単なる耕作をしないということではなくて、周辺に大きな影響を与えてしまう部分がありますので、しっかり農業をやっている人がかなり迷惑を受けるといふ部分と、板倉については田んぼは一時的には遊水機能をしっかり持っているのです。そういうことがあるために河川を整備しなくても、いったん田んぼが遊水機能を持って水をダムのためにためますから洪水が発生しないということもありますので、耕作放棄地がだんだん増えてしまうと、そういうことも不可能になってきますので、やはりこれから耕作放棄地の対策というのは大きな課題だと思っておりますので、今からその辺についてはしっかり対策を考えておく必要があるのかなと思っております。よろしく願いいたします。

次に、農地の集団化、耕作放棄地と類似するのですが、国の考え方において、以前は農地法で貸し借りをしてしまうと、なかなか地主のところに戻らないということで、農地が集約できなかったということもありまして、町が仲介して利用権を設定すると。農地の流動化策というのが一時あったのですが、これも余りうまくいかないということもあるのですが、今回国が成長戦略の中で、今までの農地を大規模な担い手のところに集積するための集約化ということで、農地中間管理機構というのをつくると。これできているのか、できていないのかわからないのですけれども、各都道府県につくって、国費を相当つぎ込んで事業を進めていきますよということがあります。その業務については、一部市町村にやっていただくという記述もありますので、または民間企業もそこに参入してくるといふ話もありますが、その辺の農地の集団化についての、事務局が今情報として得ている状況についてお話しいただいて、それが町として使えるのかどうか、その辺の判断を担当としてどうしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、続きまして、農地の集団化の施策ということでございます。ただいま議員が言いましたように、国で新たな取り組みということで、もう大規模にお金を投入してまとめていかなくは耕作放棄地は解消できないというところで、こういう政策が考えられたのかなと思っているのですけれども、県単位で、農業公社的な役割になるのですか、そういう組織に全て耕作放棄地をいったん集めて、それぞれある程度まとまった農家に貸し付けるというような体制をこれからつくっていくというような話は伺っております。ただ、これはまだ実際具体的な設置はされておりません。ただ、方向的にはこういう方向でいくと思われまして、プラス、例えば耕作放棄地を受けた管理公社なりが整備して使えるようにして貸し出すというような方向づけもされていくやに聞いております。ただ、まだ具体的には進んでいないと

いう状況であります。というのは、今までも農業公社というのもありましたし、そこへ農地をいったん預けて、仲介に入って貸し借りという制度も実際ありました。しかしながら、中央で一つにまとめるということではなくて、末端、例えば町なら町でまずは動くということが一番、貸すほうにしても借りるほうにしても最もいいことではないかなと私自身は思っておりますので、そういうのは当然利用していきたいとは思いますが、まずは町の中でそういう流動化が推進できればと考えております。

当然まとまるということは、地域の担い手はスムーズに受け入れると。引き受けられる要件としては、これ非常に重要ですので、方向としては、そういう方向に向けていきたいと思っております。実際町につきましては、水田地帯は古い耕地整理のものだということがありますので、1反区画の、しかも人によっては5枚、6枚にも分かれているような農地というようなこういう状況では、これを集積するという方法を持たないと、今後一つにまとめて労力を節減することもありますし、これから人に貸すにしても、できるだけまとまった大きな土地なら有利に貸せるのではないかなということもありますから、そういう意味では再圃場整備というのですか、こちらのほうが有効ではないかなと考えております。実際平成23年度には、板倉、この役場の裏ですけれども、先ほどありました利用権設定を基準にして集積して、畦畔を撤去した定額の整備事業、これを行っておりますし、あとは離地区ですね、これは以前交換分合事業ということでやっておりますが、こちら2期地区というような形で、今地元で推進を始めております。こちら交換分合というものも有効であろうかなと思っております。それと、大荷場でモデル事業ということで行った簡易型の圃場整備と。こちらについても有効ではないかなと思っております。あわせてですが、大規模な、大きく広い面積の再圃場整備をやったほうが非常に有効でありますので、そういう意味では、県営の圃場整備、こういうものも積極的に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） いずれにしても、農業経営を安定させるためには、板倉においては米もしくは施設野菜が中心でいざざるを得ない部分がありますので、ぜひ農地の集約化、再圃場整備、交換分合、あらゆる手法を使って、将来この地域が全く農地が荒れてしまったということにならないような施策を今からきちんと整理しておく必要があるのかなと。これも全て相手がいることでありますので、その辺の意識もきちんと変えていただくような、町もしくは農協のリーダーシップがこれから大事なのかなと思います。

続いて、大都市の近郊農業については、時間の都合がありますので、先ほどのもうかる農業にどうつなげていくかということもありますが、ご存じのとおり、高度成長時期には首都圏、首都東京から20キロもしくは40キロ圏内が一つの近郊農業地帯として非常にいい時期がありました。それが東京の人口増によってドーナツ化現象で、その部分が住宅化されてしまったということで、現在では東京から50キロ、60キロ圏内が大都市の周辺農業地帯ということで、板倉町においても、その枠の中に入っていると思っておりますので、そういう地の利を生かした農業経営も、これからやはり一つ後継者がしっかりできてくる農業の一つの方策かなと思いますので、この辺もぜひ研究しておいていただければありがたいなと提案だけさせていただいて終わりにします。

続きまして、子育て支援、今回の6月定例議会においても、補正予算で子ども・子育て支援計画策定に入りますよということで予算化されております。そういうことで、現在実施している子育て支援事業、町の部

分と教育行政の中で実施されている子育て支援事業があると思いますが、その概要についてお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、町で現在実施している子育て支援事業ということでご説明したいと思います。

当町で実施している子育て支援事業につきましては、保育所あるいは学童保育所、それと児童館、地域の子育て支援センター、それと子育てサークルへの補助金の交付とチャイルドシートの購入の補助事業というものがあります。

まず、保育所でございますけれども、皆さんご承知のとおり、町立の保育園2カ所、それと私立の保育園1カ所ということで、私立の保育園につきましてはニュータウンにあるそらいろ保育園、そちらでゼロ歳から5歳までの乳幼児を保育しているというところがあります。

次に、学童保育所につきましては……

[「内容はいいです」と言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） いいですか。学童保育所等でございます。そうすると、話が終わってしまうのですけれども、そういう事業が展開されているということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 続きまして、教育委員会の関係ですけれども、教育委員会としましては2つの側面があるかと考えております。まず、1つの側面としましては、子育て相談や教育活動などといったソフト面。それともう一つが経済面ということで、幼稚園への就学奨励費補助金という面で大きく2つの面があるかと思えます。

まず、最初のソフト面の関係ですけれども、こちらにつきましては主に生涯学習関係で事業が行われております。大きくは家庭教育学級が1つ、2つ目としては放課後の子ども教室、3つ目といたしまして各公民館で行っています体験学習等のものが挙げられるかと思えます。

それと、もう一面の経済的な側面ということでは、細かいお話をさせていただきたいと思えますけれども、私立幼稚園と公立幼稚園等に行っている保護者の方の経済的な負担を軽減するという目的に行っておりまして、平成24年度につきましては、板倉町全体で134人の子供が対象となっております。国からの補助金も含めまして、約1,320万円の補助しました。

以上のように2つの側面がありますけれども、今後も教育委員会としましては、子育て支援に結びつくような事業を、特に公民館を中心としながら行っていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 今まで町が取り組んできた子育て支援事業、これは当然今回の国の制度によりまして、子ども・子育て支援事業の中で当然入ってくるものもあるだろうし、時代の背景によって見直しをしてくるものも当然出てくると思っております。やはり大きな背景は、昨日町長の話にありましたとおり、人口

減少時代に入ってきております。そういう中で、合計特殊出生率、これは1人の女性が生涯に子供を何人産むかということで、昨日全国平均が1.41、群馬県が1.39、群馬県、残念ながら全国で36位という、非常に出生率低いということですが、そういう背景も、今までやってきた事業の中と違って来る部分がありますので、ぜひそういう時代背景も含めて計画書をしっかりつくっていくことは必要だと思います。板倉については細かいデータが出ているかどうかわかりませんが、特殊出生率の問題とか高齢者が増えているが、人口は減っていると。そういう社会構造の変化も含めてしっかり見直しをすることが必要かなと思っております。

あとは、国も幼児教育の一本化に伴う無償化、板倉もやっておりますが、そういうもの、あとは危険な通学路、これは広い意味での子育てだと思っておりますけれども、群馬県におきましても1,284カ所の通学路の危険箇所があるということですが、現時点で715カ所くらいしか危険箇所が解消されていないと。板倉についてはどれくらいの率で通学路の危険箇所が解消されているのか。

それと、もう一点は、従来公民館が中心になって青色パトカーによる防犯活動をずっとやってきたのですが、最近聞こえないので、これはやめたのか。やめたとしたらどういう理由でやめたのか。これは防犯の抑止力については非常に効果があったものと認識しております。これのスタートについては、除川地内で女子高生が刃物でおどされて、ハウスの中に連れ込まれる寸前に地元の人が見つけて対応したと。今回も南地区においては、女子高生が後ろから抱きつかれるという、いわゆる暴行未遂事件が起きております。小学生の下校時間、もしくは中学生の下校時間、今やっているのは防犯の支部とかPTAとか、夏休みに青少推でやっているようですが、公民館が中心となって、4公民館が一斉にある程度下校時に防犯パトロールに出るといことは、かなりの抑止力があったのかなと理解しております。隣の加須市、従来の北川辺については、毎日屋外放送で小学生が下校時についてはアナウンスが流れて、地域の皆さん、見守りをよろしくと。これだけでも相当違うのかなと思いますので、毎日と言わず、私は防犯活動、子供が安心して通学できる、地域で生活するためには必要かなと思うのですが、その辺やめた理由、もしくは今後それを復活できるのかどうか。

その辺と、あと公民館と児童館の連携、やはり児童館が1館できましたので、そこは子育て支援の中心になると思いますので、あとは各地区にある公民館といかに連携してやっていくかという、いわゆるソフト面だけでも違ってくると思いますので、その辺の連携も、もし今回の計画でしっかり密にして、計画を樹立するとか、あともう一点、これ余りいいことかどうかは検討に値するのかもしれませんが、給食費の補助が少し考えられないかというのが1点あります。ご存じのとおり、子育て時代というのは非常にお金、経済的にも大変な時代なのです。全国の平均で言うと、子供2人に大人2人の4人家族の世帯で、65歳までに間接税、直接税、目的税を含めて5,060万円税金を納めているそうです。そういう税金を、大変な子育ての時期にしっかり、多少応援してやるということも、これからの行政の中では必要ではないかと私は感じておりますので、データを前にもらったのですが、板倉町で今小学校の給食の状況ですが、児童生徒数が1,368人、これは前の資料かと思いますが、その中で第2子以降の子供たちが333人、給食費の全体額が6,700万円、第2子以降の子供が納めている給食費が1,500万円、そうするとその2分の1を例えば補助するとしても七百七、八十万円でできるかなと思いますので、ぜひこの辺も今回の子育て支援の中で検討していただければありがたいと思います。

その中で、今話した中で、青色パトカーとか公民館の連携についてだけで結構ですから、答弁いただきました

いと思います。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 公民館の青色パトロールの関係ですけれども、この前調べましたら、平成22年にパトロールは行わないようになったのがわかりました。その理由なのですけれども、犯罪状況がひとつ落ちついてきたということと、町で夕方パトロールを行っているので、公民館では行わなくなったということです。そのかわりに夏休み中は町のパトロールが1カ月なくなるわけなのですけれども、その期間を公民館と教育委員会でパトロールを4時から5時ぐらいにかけて行うというような形で現在に至っているということを聞いております。ただし、先ほど議員がおっしゃったように、防犯の抑止力ということを考えますと、確かに毎日ではできなくても、特に子供たちが下校するような時間帯に、公民館の中でそこへ対応できるかどうか、もう一度各公民館館長等と話し合ってみたいと思っております。

それと、同じく公民館の関係ですが、児童館とのタイアップということになるかと思うのですが、その辺は十分に場所を提供するとともに、講師の情報交換などしまして、利用者を一人でも多くするような形でやっていければと思っております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ぜひ毎日と言わなくてもいいのですけれども、学校と連携して、抑止力には最高にきくのかなと思いますので、犯罪が少なくなったといえばそれはそうなのでしょうけれども、板倉町については特に県境、県際の町ですから、犯罪するほうからすると、県境の町というのは非常にやりいいという部分もあるので、ぜひできる範囲内でこれはやっていただければいいなと思います。

それと、時間の関係もありますので、保健予防医療についてですが、町の予算に比較して、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険特別会計、この予算については町の予算が51億2,400万円ということなのですが、その約63%に当たる32億1,700万円、これはずっと上がり続けてきております。そういうことは、これは高齢者が増えるから仕方がないという部分もあるのでしょうかけれども、やはり予防医療、予防介護、これにやっぱり力を入れていかないと、この辺の歯どめはなかなかつきにくいのかなと思います。今全国で65歳以上の高齢者のうち認知症、特に認知症の介護というのは非常に大変なことでありますので、約462万人が認知症だと。軽度認知障害というのがありまして、いわゆる予備軍、これが400万人、4人に1人が認知症もしくは認知症の予備軍であると。そういう非常に厳しい数字が現実にあります。そういう中で、やはり早い時期に早期の診断をして、早期の対応、認知症の早期時点で抑えるということは、今の医学的にはかなり可能だと言われておりますので、そういう部分についてもぜひトータルの課題ではありますが、お願いできればと思います。

それと、次のがん対策、これは群馬県も国に対して特区申請もしているぐらい、群馬県はがん予防について非常に先進県であります。そういう中で、今2人に1人はがんにかかると言われていた時代の時代に入ってきております。これは食生活の問題があるのか、さまざまな問題が要因としてあるのですが、そういう時代背景がありますので、ぜひ町が行っているがん検診、国が5つの項目のがん検診については受診率50%を目標にしておりますが、町は全然ほど遠い部分がありますので、一つの提案できっかけなのですが、今がん検診、全く無料化にすると、では幾らかかるのかねというと274万円ぐらいで今の受診者については無料

でがん検診が受けられる状況にあります。先ほどの給食も含めてですが、1,000万円程度、1,000万円程度というのが高いのか安いのかわからないですけれども、そういう税金の使い道についても再度検討を、いろんな角度からしていただきたいなと思います。

最後に、トータルの町長の所見を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 貴重な提言をいただいておりますが、今我々は福祉という、どちらかという、ここに老人会の先輩諸氏がいる前で言いにくいことですが、高齢化福祉がイコール福祉であるというような、比較論で言うとそういうイメージが強かったと思います。ついせんだって、私のところへひまわりキッズの母親代表として、あるいは若妻会の母親代表として、いずれも1歳、2歳の子を背中に背負い、町長室へ、2歳の子供が駆けて歩くような状態で陳情に参りました。高齢者の方はいいけれども、私たちはどうなるのですかというようなことで、具体的に他町との比較もいただいたところでございます。はっきり言いますと、例えば子供を産めば、明和町であれば第1子は10万円、第2子は20万円、第3子は30万円、子供3人産めば出産見舞金で60万円もらえる。我が町はゼロですとか。保育園でも郡内広く調査させました。そうしたら、保育園でも、先ほど言ったように2子目、我が町は3人目からは無料、それは3人保育園に入って、1歳と3歳と5歳の3人入ったら3人目はただですよという施策をついこの間やったわけですが、進んでいるところでは、2人目の子供は、だから今度は、最初の子供は卒園してしまって小学校へ行きました。2人目が保育園に入りました。1人ですよ、在園は。でも、2人目の子供には半額とか、3人目に入る、2人目の子供も小学校へ行きました。3人目がまた1人行くのだけれども、3人目は無料だとか、その町、その町で非常に苦勞しながら子育ての支援、さっき言った施設的な保育所があるよ、児童館があるよという、そういう面だけでなく、支援しているところがございます。

さらに、私の性格上、では明和と板倉の、さっき言った出生率はどの程度かというところまで調べさせました。板倉町は1.2幾つ、3未満、明和は1.6幾つですね。だから、間違いなく10万円、20万円、30万円というのは大きいのかなと思ってみたり、あるいは非常に分析は難しいのですが、これらも何とか、隣町とこれだけ違うのでは、財布をはたいてでも対応を考えざるを得ないだろうねという話でした。ただ財政の問題もあるから即答は私はできないけれども、担当としっかり相談してみますという話もした経緯がございます。給食費の問題等についても、いろいろ町によっても全て調査させておきまして、対応の差もあるわけですが、一応今村議員の貴重な提言も含め、できる範囲内での前向きな対応、幾つかは対応しなくてはしょうがないだろうと思っています。そういうことで頑張ります。

○2番（今村好市君） ありがとうございます。時間超過しまして大変申しわけありません。

○議長（野中嘉之君） 以上で今村好市君の一般質問が終了いたしました。

以上で一般質問の全部が終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日の13日には総務文教福祉常任委員会を開催し、14日には産業建設生活常任委員会を開催いたします。

15日、16日及び17日は休会とし、最終日の18日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時38分）